

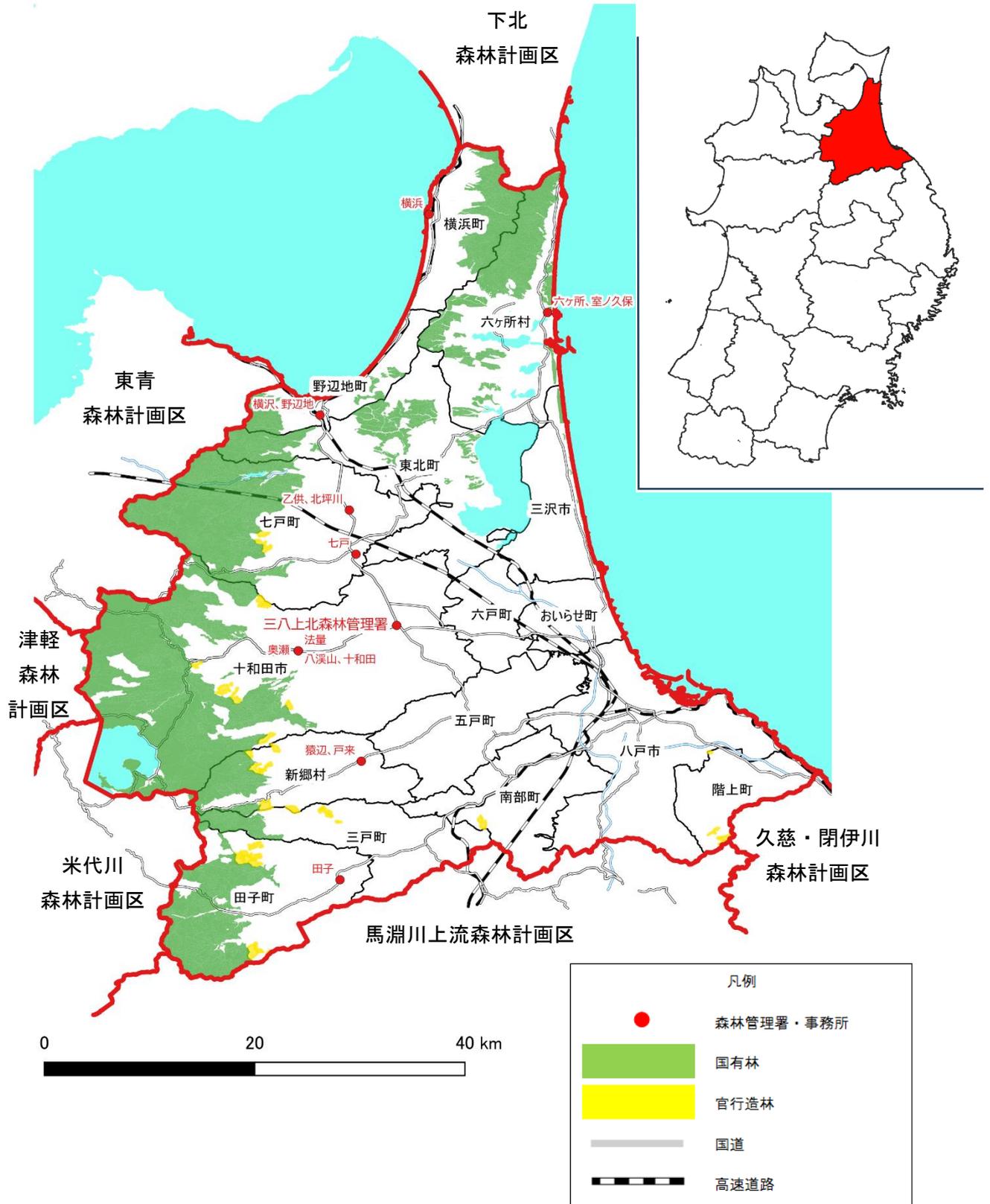
# 三八上北国有林の地域別の森林計画書

(三八上北森林計画区)

計画期間 自 令和7年4月1日  
至 令和17年3月31日

東北森林管理局

# 三八上北森林計画区の位置図



## 目次

I	計画の大綱	1
第1	森林計画区の概況	1
1	位置	1
2	自然的背景	1
(1)	地勢	1
(2)	地質及び土壌	1
(3)	気候	1
(4)	林況	1
3	社会経済的背景	2
(1)	土地利用の現況	2
(2)	地域産業の概要	2
(3)	計画区における国有林の位置付け	3
第2	前計画の実行結果の概要及びその評価	4
第3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	5
II	計画事項	6
第1	計画の対象とする森林の区域	6
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	7
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	7
(1)	森林の整備及び保全の目標	7
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	9
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	11
2	その他必要な事項	11
(1)	溪畔周辺の整備・保全	11
第3	森林の整備に関する事項	12
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	12
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	12
(2)	立木の標準伐期齢	14
2	造林に関する事項	14
(1)	人工造林に関する事項	14
(2)	天然更新に関する事項	15
(3)	その他必要な事項	15
3	間伐及び保育に関する事項	16
(1)	間伐の標準的な方法	16
(2)	保育の標準的な方法	16
4	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	18
(1)	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	18
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	20
(1)	林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の開設及び改良に関する基本的な	

考え方.....	20
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方.....	20
(3) 林産物の搬出方法等.....	21
(4) その他必要な事項.....	21
6 森林施業の合理化に関する事項 .....	22
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針.....	22
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 .....	22
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針.....	22
(4) その他必要な事項.....	22
第4 森林の保全に関する事項.....	23
1 森林の土地の保全に関する事項 .....	23
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 .....	23
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法.....	24
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項.....	24
2 保安施設に関する事項 .....	25
(1) 保安林の整備に関する方針.....	25
(2) 保安施設地区の指定に関する方針.....	25
(3) 治山事業の実施に関する方針.....	25
(4) その他必要な事項.....	25
3 鳥獣害の防止に関する事項 .....	26
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 .....	26
(2) その他必要な事項.....	26
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 .....	27
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針.....	27
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）.....	27
(3) 林野火災の予防の方針.....	27
(4) その他必要な事項.....	27
第5 計画量等.....	28
1 伐採立木材積 .....	28
2 間伐面積 .....	28
3 人工造林及び天然更新別の造林面積 .....	28
4 林道の開設又は拡張に関する計画 .....	29
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画 .....	30
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等.....	30
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 .....	30
(3) 実施すべき治山事業の数量.....	31
第6 その他必要な事項.....	32

別紙 1	保安林の指定施業要件.....	39
別紙 2	自然公園における施業の方法.....	41
別紙 3	砂防指定地等の施業方法.....	42
計画事項の別表.....		43
別表 1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法.....	44
(1)	水源の涵養 <sup>かん</sup> の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林....	44
(2)	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林.....	45
別表 2	鳥獣害防止森林区域.....	47
(附) 参考資料.....		48
1	森林計画区の概況.....	49
(1)	市町村別土地面積及び森林面積.....	49
(2)	地況（気候）.....	49
(3)	土地利用の現況.....	50
(4)	産業別生産額.....	51
(5)	産業別就業者数.....	52
2	森林の現況.....	53
(1)	齢級別森林資源表.....	53
(2)	制限林普通林別森林資源表.....	58
(3)	市町村別森林資源表.....	59
(4)	制限林の種類別面積.....	62
(5)	樹種別材積表.....	64
(6)	荒廃地の面積.....	64
(7)	森林の被害.....	64
3	林業の動向.....	66
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況.....	66
(2)	林業事業者等の現況.....	67
(3)	林業労働力の概況.....	68
(4)	林業機械化の概況（高性能林業機械）.....	68
4	前期計画の実行状況.....	69
(1)	伐採立木材積.....	69
(2)	間伐面積.....	69
(3)	人工造林・天然更新別の面積.....	69
(4)	林道の開設又は拡張の数量.....	69
(5)	保安施設の数量.....	70
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）.....	71
(1)	森林より森林以外へ異動.....	71
(2)	森林以外より森林へ異動.....	71
6	森林資源の推移.....	71

(1)	分期別伐採立木材積等.....	71
(2)	分期別期首資源表.....	72
7	その他 .....	73
(1)	持続的伐採可能量.....	73
(2)	その他.....	74

# I 計画の大綱

## 第1 森林計画区の概況

### 1 位置

本森林計画区は青森県南東部に位置し、北は下北森林計画区、西は東青及び津軽森林計画区、南は岩手県の馬淵川上流及び久慈・閉伊川森林計画区に接し、東は太平洋に臨む、八戸市などの3市11町2村を包括する区域である。

### 2 自然的背景

#### (1) 地勢

本森林計画区は奥羽山脈の東側の山岳地帯と、下北半島、十和田及び八戸地方に発達している東部丘陵地帯に大別される。

山岳地帯は、北の端の烏帽子岳(720m)から八幡岳(1,020m)、高田大岳(1,559m)、駒ヶ峯(1,416m)、御鼻部山(1,011m)、戸来岳(1,159m)を経て、青森、岩手、秋田三県境の四角岳(1,003m)に至る奥羽脊梁山脈の東斜面にまたがっている。

一方、丘陵地帯は下北半島けい部の中央部に一部急峻地を含むが、一般に低地をなし、小川原湖をはじめとする湖沼が点在している。

主要河川は、陸奥湾に注ぐ野辺地川、三角岳及び八幡岳から小川原湖に注ぐ坪川、七戸川、十和田湖から三本木平野を経て太平洋に至る奥入瀬川、また、奥羽山脈を源流に太平洋に注ぐ五戸川、熊原川、馬淵川の各河川、さらに、日本海に注ぐ米代川上流の一部等がある。

#### (2) 地質及び土壌

本森林計画区の地質は、西部の山岳地帯が第三系の変朽安山岩・流紋岩等で覆われ、中央部及び東部は、第四系のローム層火山灰に、下北半島のけい部から岩手県境にかけては第四系の泥岩・砂岩からなっている。

土壌は褐色森林土が大半で、その他ポドゾル土、黒色土等が見られる。その分布は、奥羽山脈の標高の高い地帯(おおむね標高700m以上)及び下北半島けい部の山地にはポドゾル土が出現し、これらの斜面下方や広い緩斜地には褐色森林土が見られる。また、丘陵地と平野部には火山噴出物や黒色土が広く出現している。

#### (3) 気候

平成26年～令和5年の過去10年間における気象観測データでは、最高気温は37.4℃(三戸)、最低気温は-20.1℃(十和田)、年平均気温は10℃前後である。年間降水量はおよそ1,000～1,600mm、最深積雪量は115cm(野辺地)で、県内では最も積雪量が少ない地域となっている。また、この地域では春の終わりから夏にかけてやませと呼ばれる冷たく湿気を帯びた偏東風が吹くことがあり、一帯を寒冷なものにしている。

#### (4) 林況

##### ア 人工林

本森林計画区の国有林の人工林面積は30千haで、立木地面積74千haの40%を占めている。

また、人工林蓄積は7,327千m<sup>3</sup>で、総蓄積15,546千m<sup>3</sup>の47%を占めており、樹種別ではスギが66%、アカマツが12%、カラマツが8%となっている。

齢級別人工林面積は、下図のとおり8齢級～11齢級が人工林全体の40%を占めており、10齢級以上の人工林の割合は75%で、利用期に達している人工林が増加している。

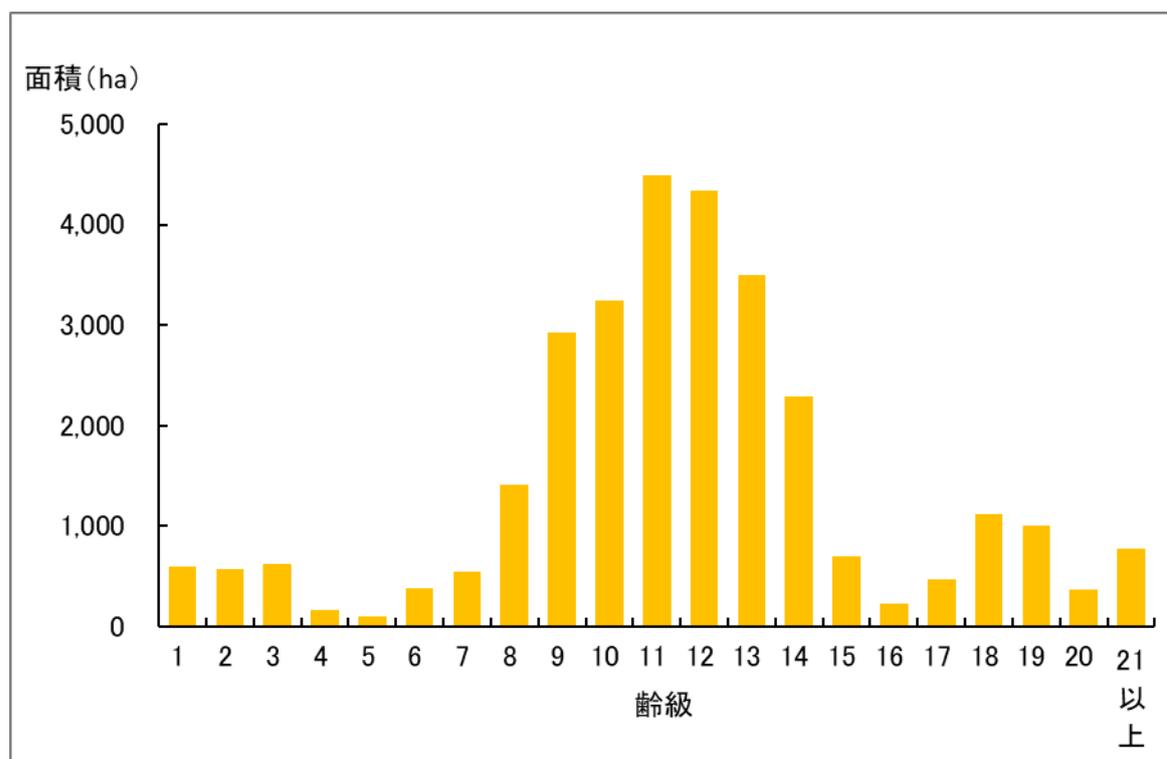


図 三八上北森林計画区の国有林の齢級別人工林面積

(注 齢級は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1齢級」と数える)

#### イ 天然林

天然林面積は44千haで、立木地面積の60%を占め、ヒバを主体とする針葉樹林と、ブナを主体とする広葉樹林が占めている。

### 3 社会経済的背景

#### (1) 土地利用の現況

本森林計画区の総面積は340千haで青森県の県土面積の35%を占めている。土地利用状況は、森林が187千haで本計画区面積の55%を占め、農地が19%（水田9%）、その他が26%となっている。

#### (2) 地域産業の概要

本森林計画区の就業者総数は236千人で、その産業別の割合は第1次産業が10%、第2次産業が23%、第3次産業が65%である。

総生産額は約1兆9,734億円で、その産業別の割合は第1次産業が5%、第2次産業が31%、第3次産業が64%である。

なお、第1次産業に占める林業の割合は、就業者数で3%、生産額では1%となっている。

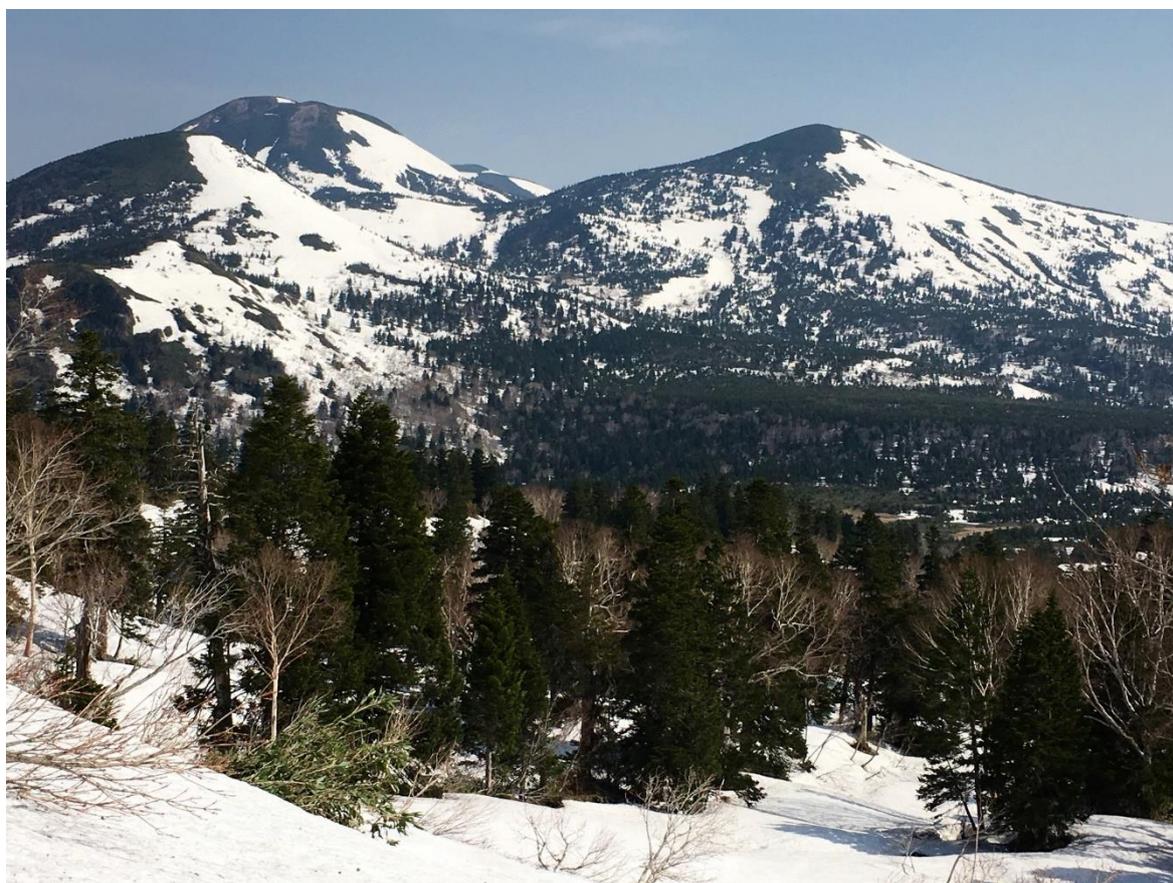
### (3) 計画区における国有林の位置付け

本森林計画区の国有林面積は78千haで、計画区内の土地面積340千haの23%、森林面積187千haの42%を占めている。

青森県内にある4計画区の中で、国有林面積が3番目の地域である。国有林の81%が保安林に指定されており、水源涵養や土砂流出防備等に重要な役割を果たしている。

本森林計画区には八甲田山生物群集保護林や十和田八幡平国立公園など、優れた自然環境、森林景観を有する地域や森林レクリエーションに適した地域も多く、国民の憩いの場として国有林が広く活用されている。

また、本森林計画区は大型木材加工施設やバイオマス発電所等が稼働しており、単板積層材(LVL)の原料や木質バイオマス発電用燃料等の林産物を国有林から供給することで地域経済の中で大きな役割を果たしている。



【八甲田山生物群集保護林（十和田市）】

## 第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5ヵ年（令和2年度～令和6年度）の実行結果の概要については、次のとおりである（令和6年度は実行予定を計上している）。

伐採立木材積のうち主伐については、立木販売の入札不調や分収造林契約相手の意向による伐期の延長等に伴う実施箇所減少により、計画を下回る実績となった。

間伐については、おおむね計画どおりの実績となった。

人工造林については、予定していた立木販売の入札不調や分収造林の伐期延長、計画期間の後半に主伐した箇所の更新が次期計画に持ち越しになったことにより、更新発生箇所が減少し、計画を下回る実績となった。ただし、更新発生箇所ではおおむね計画どおりの実績となった。

天然更新については、薪炭共用林の伐採取りやめ等により、伐採面積が減少したことで、計画を下回る実績となった。ただし、更新発生箇所ではおおむね計画どおりの実績となった。

林道等の開設については、森林整備に必要な路網を計画したが、豪雨等による被災箇所を優先的に対応したため、計画を下回る実績となった。

林道の拡張については、災害復旧を優先したため、計画を上回る実績となった。

治山事業については、緊急性・重要性の高い被災箇所の復旧を優先したことにより、計画を下回る実績となった。

### ○ 前計画の前半5ヵ年の実行結果の概要

	計画	実行
伐採立木材積	1,186 千 m <sup>3</sup>	969 千 m <sup>3</sup> (82)
主伐	636 千 m <sup>3</sup>	496 千 m <sup>3</sup> (78)
間伐	550 千 m <sup>3</sup>	473 千 m <sup>3</sup> (86)
間伐面積	8,606 ha	3,471 ha(40)
造林面積	1,509 ha	670 ha(44)
人工造林	1,128 ha	593 ha(53)
天然更新	381 ha	76 ha(20)
林道等の開設又は拡張	開設：10.0 km 拡張：2.2 km	開設：7.5 km(75) 拡張：2.6 km(117)
保安林等の整備	指定：- ha 解除：- ha	指定：- ha 解除：- ha
水源涵養 <sup>かん</sup>	指定：- ha 解除：- ha	指定：- ha 解除：- ha
災害防備	指定：- ha 解除：- ha	指定：- ha 解除：- ha
保健、風致の保存等	指定：- ha 解除：- ha	指定：- ha 解除：- ha
治山事業	17 地区	13 地区

注1 ( )内の数値は計画量に対する実行量の割合(%)である。

注2 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

注3 「-」は該当なし。

### 第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養<sup>かん</sup>、生物多様性の保全、地球温暖化防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階にある。

このような中で、森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件、社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進め、望ましい森林の姿を目指していく。

本計画においては、このような基本的な考え方に沿って、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにする。

なお、計画の樹立に当たっては、全国森林計画の計画事項に即しつつ、本森林計画区の特徴及び森林・林業等に関する諸施策の実施状況等を考慮し、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行が図られるものとなるよう配慮する。

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする森林面積は下表のとおりである。

#### ○ 市町村別面積

単位 面積：ha

市 町 村	面 積	備 考
総 数	78,473.79	三八上北森林管理署
十和田市	27,998.70	三八上北森林管理署
三 沢 市	118.64	三八上北森林管理署
野 辺 地 町	1,948.70	三八上北森林管理署
七 戸 町	14,760.46	三八上北森林管理署
横 浜 町	5,038.92	三八上北森林管理署
東 北 町	5,781.92	三八上北森林管理署
六ヶ所村	8,206.08	三八上北森林管理署
三 戸 町	1,550.13	三八上北森林管理署
田 子 町	9,764.73	三八上北森林管理署
南 部 町	72.80	三八上北森林管理署
階 上 町	10.46	三八上北森林管理署
新 郷 村	3,222.25	三八上北森林管理署

注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

注2 森林計画図の縦覧場所は、東北森林管理局計画課及び三八上北森林管理署とする。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

本森林計画区の国有林においては、流域における農業その他経済活動の基盤となる安定的な水資源の確保に資するよう、全域で水源涵養機能の維持増進を図る。そのため、育成単層林について適切な間伐等の実施や適確な更新の確保により健全な森林の育成に努めるとともに、花粉発生源対策を加速化・自然条件等に応じた育成複層林への誘導を推進する。地質的に弱い地域等においては、特に山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進に配慮した森林整備や地質、気候等の地域の特性に応じた治山施設の整備を推進する。さらに、海岸林は、防風、防潮等に配慮した森林整備を推進する。

また、本森林計画区の国有林は、八甲田山生物群集保護林をはじめとした原生的な天然林、希少な野生生物が生育・生息する森林も多く、奥羽山脈緑の回廊も設定している。加えて、十和田八幡平国立公園等、森林景観の優れた地域も多く、登山等の森林を利用したレクリエーションや保健休養の場として多くの人々に利用されており、このような森林においては、特に生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能の維持増進に配慮して整備・保全していく。

あわせて、木材等生産機能については、上記の適切な施業の結果得られる木材を安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう、計画的に供給することにより発揮する。

以上の目標の実現を図るに当たり、森林の有する各機能について、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

#### (水源涵養機能)

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。



【十和田湖（十和田市）】

#### (山地災害防止機能／土壌保全機能)

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。



【鋼製棒谷止工（十和田市）】

(保健・レクリエーション機能)

身近な自然・自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。



【迷ヶ平自然休養林（新郷村）】

(文化機能)

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。



【奥入瀬溪流（十和田市）】

(生物多様性保全機能)

全ての森林が発揮するものであるが、属地的に発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。



【八甲田山生物群集保護林（十和田市）】

(木材等生産機能)

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量大きい森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。



【森林整備（野辺地町）】

## (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能<sup>註</sup>を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養<sup>かん</sup>、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化等にも配慮する。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進する。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図る。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を下表のとおり定める。

注： 本森林計画においては、森林の有する国土の保全、水源の涵養<sup>かん</sup>、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 <sup>かん</sup>	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能<sup>かん</sup>の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。</p> <p>また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養<sup>かん</sup>の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
生物多様性保全機能	<p>森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とし、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

○ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha、蓄積：m<sup>3</sup>/ha

		現 況	計画期末
面積	育成単層林 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、 単一の樹冠層を構成する森林として人為 <sup>※1</sup> により成立させ維持される森林	29,177.46	27,108.15
	育成複層林 森林を構成する林木を帯状若しくは群状 又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間 において複数の樹冠層 <sup>※2</sup> を構成する森林と して人為により成立させ維持される森林	3,717.41	4,337.77
	天然生林 <sup>※3</sup> 主として天然力 <sup>※4</sup> を活用することにより 成立させ維持される森林	41,264.14	41,135.25
森林蓄積 (ha 当たり)		209.63	218.44

※1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※2 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生じるもの。

※3 「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

※4 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

## 2 その他必要な事項

### (1) 溪畔周辺の整備・保全

溪流沿いや湖沼の周囲等溪畔周辺は、流域全体の生物多様性の保全に大きく貢献し、水系への土砂流出の抑制等公益的機能の発揮上重要な役割を果たしていることから、溪畔周辺の保全及びその機能や役割の維持・増進が図られるよう、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性の確保に努める。

### 第3 森林の整備に関する事項

森林施業に当たっては、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項によるほか、次に掲げる基準による。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、制限の目的の達成に必要な施業を行う。

施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う。また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努める。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐については、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案しつつ、以下を標準的な方法として実施する。

なお、伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、伐採の規模、周辺の伐採地との連たん等を十分考慮する。特に林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等について林地の保全や生物多様性の保全等に支障が生じないように、伐採の適否、伐採方法及び搬出方法を決定する。

##### ア 育成単層林施業を行う森林

人工造林、ぼう芽更新又は天然下種更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

(ア) 主伐に当たっては、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮する。1箇所当たりの伐採面積の限度は、おおむね5ha以下（法令等による伐採面積の上限が5ha以下で指定されている場合にあってはその制限の範囲内）とする。ただし、分収林等の契約に基づく森林は契約内容による。また、林地保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

(イ) 主伐の時期は、立木の標準伐期齢以上とし、地域の森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、適切な林齢で伐採する。

また、伐期の長期化を行う場合は、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮する。

#### イ 育成複層林施業を行う森林

人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造を勘案して行う。また、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮する。

(ア) 複層伐による場合は、伐採率、伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮する。

(イ) 択伐による場合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率及び繰り返し期間による。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮する。

#### ウ 天然生林施業を行う森林

気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

(ア) 複層伐（天然更新型）又は皆伐による場合は、伐採率、伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮する。

(イ) 択伐による場合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率及び繰り返し期間による。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮する。

(エ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。

## (2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し、樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として下表のとおり定める。

単位 林齢：年

地 区	樹 種				
	スギ	アカマツ、クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
全域	45	40	40	55	30

注 標準伐期齢は、流域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定め、保安林の伐採規制等に用いられる。

## 2 造林に関する事項

### (1) 人工造林に関する事項

人工造林については、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

#### ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定する。

#### イ 人工造林の標準的な方法

##### (ア) 地拵

林地の保護及び地力の維持を図るため、末木枝条の存置状況、植生、地形等に応じ、地拵を行わないことも考慮に入れつつ、適切な作業方法により効率的な実施に努める。

有用天然木の稚幼樹が群状に生育している場合は、これを育成していく。

##### (イ) 植付

気象条件及び苗木の生理に十分配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期適作業に徹し、確実な活着と旺盛な成長が期待できるよう実施する。

なお、乾燥に強く、植栽工期を削減できる等の特性を持つコンテナ苗及び花粉の少ない苗木を優先して使用する。

##### (ウ) 植栽本数

人工造林における植栽本数は、下表を目安とするが、地位等の立地条件及び有用天然木の稚幼樹の成立状況等に応じて調整するほか、効率的な施業実施の観点からも、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、もって人工造林の低コスト化に努める。

ただし、保安林で植栽指定のある場合は、その指定本数以上とする。

なお、複層林施業については、上記の本数に複層伐の伐採率を乗じて得られる本数とする。

単位：本/ha

樹種	植栽本数
スギ	2,000～3,000
カラマツ	1,500～2,500
ヒノキ	2,500～3,000
ヒバ	1,500～3,000

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

公益的機能の維持、早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、アカマツ、ヒバ、ブナ等の有用天然木とする。

イ 天然更新の標準的な方法

更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を実施することが必要かつ適当な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により、施業を行う。

また、天然更新完了確認調査において、更新完了の目途が立たないと判断される場合は、刈出し等の更新補助作業を行うなど必要な措置を講ずる。

(ア) 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。

(イ) 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所において行う。

(ウ) 植込み

天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所において必要な本数を植栽する。

(3) その他必要な事項

主伐後の着実な再造林を図るため、上記のほか、伐採と造林の一貫作業に努め、成長に優れたエリートツリー等の苗木の採用等により効率的な森林施業を推進する。

### 3 間伐及び保育に関する事項

#### (1) 間伐の標準的な方法

##### ア 間伐の方法

間伐の方法は、列状間伐又は単木的に選木を行う定性間伐とするが、間伐の効率性や作業の安全性を考慮し、原則として列状間伐による。

##### イ 間伐の時期

間伐は、林冠が閉鎖して林木相互間の競争による優劣が生じた時期から行うものとするが、その目安は上層木の樹高がおおむね9 m、かつ収量比数がスギで0.60以上、アカマツで0.70以上、カラマツで0.65以上とする。

ただし、林分状況や近隣林分の間伐の実施状況等を踏まえ、間伐を実施することが適当と判断される場合は、これらの目安に満たない林分においても、間伐の実施について考慮する。

##### ウ 間伐の繰り返し期間

間伐の繰り返し期間の目安は、おおむね10年（ただし、カラマツにあつては8年）とするが、経過年数のみで判断せず、林冠が再び閉鎖する期間と間伐効果が成長に及ぼす期間を考慮して決定する。

##### エ 最終間伐の時期

主伐予定時期のおおむね10年前（ただし、カラマツにあつては8年前）を目安とする。

##### オ 間伐率

材積間伐率は35%を超えないものとする。

なお、保安林指定施業要件等、法令により間伐率に制限が定められている場合は、その範囲内とする。

#### (2) 保育の標準的な方法

林木の保育は、健全な森林を確実に造成することを目的とし、その標準的な方法は以下のとおりとする。なお、その実施に当たっては画一性を排し、造林木の生育状況等現地の実態に即した効果的な作業の時期、回数、方法、施業の省力化等を十分検討の上、適切に行う。

##### ア 作業方法

###### (ア) 下刈

造林木の生育状況及び植生の状況等現地の実態により適切な作業方法（全刈り、筋刈り、坪刈り等）を採用し、効率的な作業を行うこととし、下刈は造林木の高さが雑草木の高さに満たない場合に実施し、造林木の高さが雑草木と同等以上の場合には作業を見合わせる。下刈終期の目安は樹種、植生の種類によって異なるが、造林木の高さが雑草木の高さを上回り、以降造林木の生育に支障がなくなつたと認められる時期とする。



#### 4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

##### (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、以下の考え方に従い、別表1（p. 44 参照）のとおり定める。

##### ア 公益的機能別施業森林の区域

###### ① 水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養<sup>かん</sup>機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りでない。

###### ② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

###### (ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りでない。

###### (イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。

###### (ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りでない。

##### イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

###### ① 水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本として、下層植生の維持（育成複層林にあっては下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、対象森林に関する自然条件及び社会的条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層

林施業を推進する。

- ② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じて森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を選択する。

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、「(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方」を踏まえ、林道及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）する。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進する。特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

### ○ 基幹路網の現状

単位 延長：km

	路線数	延長
基幹路網	205	610
うち林業専用道を含む路線	14	25

注1 基幹路網は自動車道、軽車道の計である。

2 現状については、令和6年3月31日現在の数値である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を推進するとともに、効率的な森林施業に資するため、下表に示す路網密度を目安に森林作業道と一体となった路網整備を一層推進する。

### ○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60〈50〉以上	15以上
	架線系作業システム	20〈15〉以上	15以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5以上	5以上

- 注1 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。
- 注2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。
- 注3 「急傾斜地」の〈 〉は、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

### (3) 林産物の搬出方法等

#### ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に選択する。特に地形、地質等の条件が悪く、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新や森林の土地の保全に支障を生じる場所においては、地表を極力損傷しないよう、路網の作設を避け、架線にするなど十分配慮する。

やむを得ず路網又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの対策を講じる。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法  
該当なし。

### (4) その他必要な事項

林道等の開設に当たっては、民有林と連絡調整を図りつつ、公道、民有林林道の配置状況等を勘案して路網の整備に努める。

## 6 森林施業の合理化に関する事項

### (1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業の推進を図る上で、合理的かつ効率的な事業規模、機械装備等を有し、適切な生産管理に取り組むなど経営感覚に優れた林業事業体の育成・強化が重要である。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の開発・導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等、一般林政施策の充実とあいまって、国有林野事業としても次の方策により林業事業体の経営基盤の強化を図るとともに、これらを通じて優れた林業労働者の確保に資する。

ア 事業の計画的・安定的な発注等により経営の安定化を図る。

イ 事業主への契約時における労働安全衛生対策に関する法令等遵守の指導、就労条件の改善への配慮等を行うとともに、森林施業の多様化等に対応した実行体制を確保しよう施工管理体制の確立に関する指導や技術指導等を行う。

### (2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入が重要であり、これまで国有林・民有林が連携してその普及に努めた結果、高性能林業機械を活用した作業システムへの移行は着実に広まりつつあるが、労働生産性の向上、生産コストのさらなる縮減等に向けて、普及定着の強化に努めていく必要がある。

このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの指導・普及、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供、生産性向上に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械導入の促進に寄与するよう努める。

### (3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

国有林材の安定供給システムによる販売等を通じて木材の計画的、安定的な供給や供給ロットの拡大に努め、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減に寄与し、建築、土木、製紙、再生可能エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した木材製品を供給し得る体制の確立に民有林と連携しながら取り組む。

### (4) その他必要な事項

森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託することとなっていることから、国有林野事業としても、事業委託に際してはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組む。

#### 第4 森林の保全に関する事項

##### 1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域(林班)			
総数		60,107.96	1 保安林等については、指定の目的の達成に必要な施業を行う。 2 立木の伐採に当たっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう留意する。土地の形質変更は極力行わない。やむを得ず行う場合は、必要最小限の規模とし、土砂の流出の防止等の施設を設けるなど林地の保全に十分留意する。	
十和田市	1～6, 8～29, 31～102, 105, 108～123, 125～136, 139～144, 156, 十和田深持1, 十和田蔭沢1	26,291.21		
野辺地町	1072～1077, 1079, 1103, 1322, 1323, 1326～1330, 1343	1,164.24		
七戸町	1401～1454, 1506～1527	13,572.89		
横浜町	2088, 2089, 2407	207.13		
東北町	1056～1071, 1261, 1281, 1282, 1305～1309, 1312～1314, 1322～1325, 1344～1351	2,576.76		
六ヶ所村	1213, 2001～2012, 2016, 2024～2037, 2039, 2041, 2045, 2046, 2140, 2202～2204, 2208	2,605.66		
三戸町	583～590, 594～598, 三戸湯ノ沢1, 2	1,275.26		
田子町	501～557, 559～561, 564～574, 576～580, 582, 田子町11, 12, 16～18, 20, 田子町滝沢1, 2	9,360.27		
南部町	南部町大向1	68.52		
新郷村	592, 593, 599, 601, 603～605, 607～621, 新郷村1～4, 新郷村新郷1	2,986.02		

注 森林の所在の詳細(林小班)については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

単位 面積：ha

区 分		森林の所在	面積(ha)	搬出方法
総 数			66.22	
市町 村別 内訳	十和田市	62, 72, 76, 92, 114, 119, 125, 135, 143	11.43	立木の伐採等による林産物の搬出方法については、地表を極力損傷しないよう、原則として架線集材による。
	七戸町	1410, 1415, 1443, 1447, 1451, 1509, 1519, 1521, 1523, 1526	20.56	
	六ヶ所村	2012, 2027, 2033, 2040, 2041, 2045	3.65	
	田子町	502, 508, 509, 518, 531~536, 538, 545	30.58	

注 森林の所在の詳細(林小班)については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分に留意することとし、地形及び地質等の条件、土地の形質変更の目的及び内容を勘案して、実施地区の選定を行う。

土石の切取り、盛土その他土地の形質の変更を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設又は、排水施設等を設ける。また、その他の土地の形質の変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずる。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する方針

本森林計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況を踏まえ、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林として適切に管理・保全していく。

また、第3の4で定める公益的機能別施業森林の区域については、その機能を十分に発揮できるよう、必要に応じて保安林の指定施業要件の見直しを行う。

### (2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、水源の涵養<sup>かん</sup>、災害の防備の目的を達成するため、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときに指定する。

### (3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、次の取組等を行う。

- ア 山地災害危険地区等における、きめ細かな治山ダムの設置等による土砂流出の抑制
- イ 森林整備や山腹斜面の筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化
- ウ 流木捕捉式治山ダムの設置に加え、渓流域での危険木の伐採、溪流生態系にも配慮した林相転換等による流木災害リスクの軽減
- エ 海岸防災林等の整備強化による津波・風害の防備

こうした対策の実施に際しては、流域治水の取組と連携を図る。

これらのハード対策と併せて山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携を図る。

### (4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調整、標識の設置、巡視及び指導の徹底を適正に行う。

また、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進する。

### 3 鳥獣害の防止に関する事項

#### (1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

##### ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については別表2（p.47参照）のとおり定める。

##### イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木等の保護措置又はわな捕獲（くくりわな等によるものをいう。）による鳥獣害防止対策を推進する。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣害保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努める。

#### (2) その他必要な事項

該当なし。

#### 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

##### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策については、保護樹帯の設置、適切な保育の実行等により病虫害等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努め、日常の管理を通じて適時適切に行う。

特に、松くい虫及びナラ枯れ被害については、重点的に巡視を行い早期発見に努めるとともに、適切な防除対策の推進を図る。

##### (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

鳥獣害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害の把握に努め、関係機関と連携して広域的な対策を総合的かつ効果的に推進する。

特に、ニホンジカについては近年その生息域が拡大している。今後、森林の有する公益的機能への影響を踏まえ、地方公共団体等との連携を図りつつ、生息状況や被害の動向、地域の実情により必要に応じて、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等、植栽木等の保護措置等による被害防止対策に取り組む。

##### (3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、地元住民、地方公共団体、ボランティア等との連携を図り、林野巡視、山火事警防等を適時適切に実施する。

##### (4) その他必要な事項

国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めるため、森林の面積、管理状況等を勘案して、林内歩道等の整備を図るとともに、標識設置等を行う。

## 第5 計画量等

### 1 伐採立木材積

単位 材積：千m<sup>3</sup>

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	1,745 (540)	1,621 (540)	124 (0)	658 (505)	609 (505)	49 (0)	1,087 (35)	1,011 (35)	75 (0)
前半5ヵ年の 計画量	878 (462)	798 (462)	80 (0)	306 (433)	266 (433)	40 (0)	572 (29)	532 (29)	40 (0)

注1 各区分、下段の（）内が契約に基づく伐採材積、上段がそれ以外の伐採材積を表す。

注2 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

### 2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	15,828
前半5ヵ年の計画量	7,987

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	1,868	905
前半5ヵ年の計画面積	846	274

#### 4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	対 図 番 号	備考	
開設	自動車道	林業専用道	十和田市	戸来	0.3	297	○	1		
				鍋倉	0.9	122	○	2		
				小増沢	2.2	343	○	3	うち0.8km 後期	
				大芦名	0.8	217	○	4		
				ミツサミ	1.6	80		5		
			小計	5 路線	5.9					
			横浜町	豆田	1.4	106			6	
			小計	1 路線	1.4					
			東北町	田村丸	0.6	88	○		7	
			小計	1 路線	0.6					
			六ヶ所村	尾崎	1.0	54	○		8	
				千樽	1.7	93	○		9	
			小計	2 路線	2.7					
			三戸町	葛畑	1.2	240	○		10	
				吉野川	0.6	158			11	
			小計	2 路線	1.8					
			田子町	小国川	1.0	119	○		12	
			小計	1 路線	1.0					
			新郷村	岡奴	0.6	112	○		13	
				石無坂	2.1	320	○		14	
太古沢	0.2	200		○		15				
小計	3 路線	3.1								
合計				15 路線	16.3					
前半5ヵ年の計画量				12 路線	11.9					
拡張	自動車道 (改良)	林道	十和田市	養老沢	0.2		○			
			小計	1 路線	0.2					
			東北町	ステノ沢	0.0		○			
			小計	1 路線	0.0					
			田子町	枳坂	0.0		○			
			小計	1 路線	0.0					
			新郷村	羽井内	0.0		○			
小計	1 路線	0.0								
合計				4 路線	0.3					
前半5ヵ年の計画量				4 路線	0.3					

注1 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

注2 「0.0」は0.05km未満。

## 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

#### ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		前半5カ年の 計画面積	
総数（実面積）	63,593.29	63,593.29	
水源涵養のための保安林	58,359.27	58,359.27	
災害防備のための保安林	4,733.82	4,733.82	
保健、風致の保存等のための保安林	500.20	500.20	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に合致しない。

② 計画期間内において保安の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等  
該当なし。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積  
該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等  
該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備考
市町村	区 域		前半5ヵ年の計画		
十和田市	10, 39, 41, 53, 58, 75, 77, 78, 114, 121, 122, 128		12	3	溪間工 山腹工 集水井工
七戸町	1522	1	1	山腹工	
田子町	545, 552	2	2	溪間工	
合計		15	6		

## 第6 その他必要な事項

○ 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
水かん	十和田市	1～6, 8～29, 31～102, 105, 108～123, 125～136, 139～144, 156, 十和田深持1	27,142.86	別紙1のとおり	土流 694.18 保健 6,729.69 国特保 4,984.38 国特1 3,125.24 国特2 3,344.16 国特3 5,012.09 砂指 270.90 鳥保特 6,191.98 特名天 4,898.34 鳥防森 5948.20
	野辺地町	1072, 1073, 1075～1077, 1079, 1103, 1322, 1323, 1326～1330, 1343	1,180.33		鳥防森 412.60
	七戸町	1401～1454, 1506～1527	14,072.17		砂指 177.92 鳥防森 3,856.20
	東北町	1056～1062, 1066～1071, 1281, 1282, 1305～1309, 1312～1314, 1322～1325, 1344～1351	2,217.08		土流 27.57 保健 94.44 砂指 0.12 鳥防森 1166.06
	六ヶ所村	2004, 2007～2011, 2203, 2204	703.86		
	三戸町	583～586, 588～590, 594～598, 三戸湯ノ沢1, 三戸湯ノ沢2	1,285.80		保健 70.94
	田子町	501～557, 559～561, 564～574, 576～580, 582, 田子町11, 田子町12, 田子町16～18, 田子町20, 田子町滝沢1, 田子町滝沢2	8,906.60		保健 154.97 砂指 292.60 鳥防森 1,615.23
	南部町	南部町大向1	72.80		県特1 2.57 県特3 70.23
	新郷村	592, 593, 599, 601, 603～605, 607～621, 新郷村1～4, 新郷村新郷1	2,604.98		保健 310.68 砂指 78.23
	小計		58,186.48		

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
土 流	十和田市	1～3, 十和田蔭沢 1	782.43	別紙1の とおり	水かん 694.18 砂 指 21.53
	横浜町	2088, 2089	125.83		
	東北町	1062～1065	471.00		水かん 27.57
	六ヶ所村	2001～2006, 2039, 2041, 2046	559.75		
	田子町	505, 506, 508, 510, 511, 520, 521, 532～536	681.70		砂 指 54.72 鳥防森 419.99
	新郷村	607, 608, 612, 613, 616, 619, 620	571.42		県環特 194.79
	小計		3,192.13		
土 崩	六ヶ所村	2045	33.64		
	田子町	510, 515, 516, 518～520, 525, 526, 531, 537, 553	60.77	砂 指 2.81 鳥防森 41.32	
	新郷村	592	1.63		
	小計		96.04		
防 風	三沢市	155	84.97		
	六ヶ所村	1134, 1135, 2140, 2141, 2201	542.42	保 健 41.72	
	小計		627.39		
干 害	六ヶ所村	2001～2003, 2005, 2006, 2024 ～2037	1,410.09		
	三戸町	587	81.38		
	小計		1,491.47		

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
保 健	十和田市	32, 33, 46, 51~59, 62~71, 73~75, 77, 78, 81, 86, 102, 105, 108, 110, 111, 114~117, 120, 127, 128, 130, 156	6,849.71	別紙3のとおり	水かん 6,729.69
					風 致 102.66
					国特保 4,848.69
					国特1 1,913.42
					国特2 85.09
					国特3 2.51
					砂 指 8.78
					鳥保特 5,459.65
			特名天 3,649.66		
			鳥防森 629.56		
	野辺地町	1072, 1074, 1075	303.41		砂 指 6.94
	東北町	1068	94.44		水かん 94.44
	六ヶ所村	2140	41.72		防 風 41.72
	三戸町	583, 598	70.94		水かん 70.94
	田子町	543	154.97		水かん 154.97
	新郷村	601, 604, 605	310.68		水かん 310.68
	小計		7,825.87		
風 致	十和田市	66	102.66		保 健 102.66
					国特保 102.66
					鳥保特 102.66
					特名天 102.66
	小計		102.66		
計			71,522.04		

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
砂 指	十和田市	1~4, 9, 17~19, 31~35, 37, 38, 42, 44, 46~48, 59, 60, 62, 66, 71~77, 79, 92, 93, 96, 98~101, 109, 112~116, 119, 122, 125, 129, 135, 142, 143	344.39	別紙3のとおり	水かん 270.90 土流 21.53 保健 8.78 国特保 18.78 国特1 45.28 国特2 32.31 国特3 124.02 鳥保特 39.96 特名天 33.75 鳥防森 228.81
	野辺地町	1072~1075	13.72		保健 6.94 鳥防森 13.72
	七戸町	1404~1417, 1419~1421, 1435, 1438, 1442, 1447, 1506~1512, 1515, 1518~1523, 1525, 1526	189.98		水かん 177.92 鳥防森 72.75
	東北町	1070, 1071	2.76		水かん 0.12 鳥防森 2.76
	六ヶ所村	2012, 2202	2.55		
	田子町	501, 503~511, 514~521, 528~536, 539, 543, 546~552, 554, 555, 567, 569	355.63		水かん 292.60 土流 54.72 土崩 2.81 鳥防森 248.86
	新郷村	607, 608, 611~613, 618~621	80.14		水かん 78.23
	小計		989.17		
	鳥保特	十和田市	54, 57~59, 64~68, 111, 114~117, 120, 156		6,399.22
小計			6,399.22		

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
特名天	十和田市	32, 33, 46, 51~72, 76, 79, 82, 85, 89, 92, 96, 156	5,027.86	別紙3のとおり	水かん 4,898.34 保 健 3,649.66 風 致 102.66 国特保 2,307.11 国特1 1592 国特2 872.82 国特3 255.93 砂 指 33.75 鳥保特 2,700.56 鳥防森 615.94
	小計		5,027.86		
特母樹	東北町	1092	2.22		
	小計		2.22		
鳥防森	十和田市	17, 32~38, 41, 42, 46, 51, 52, 71~77, 79, 80, 82, 83, 85, 89, 92, 93, 96~101, 112~115, 118, 119	6,069.54		水かん 5,948.20 保 健 629.56 国特保 615.47 国特1 937.45 国特2 312.17 国特3 2,881.41 砂 指 228.81 鳥保特 814.06 特名天 615.94
	野辺地町	1072~1076	776.35		水かん 412.60 保 健 303.41 砂 指 13.72
	七戸町	1402~1412, 1428, 1430, 1506~1509, 1513~1515, 1524~1526	3,898.71		水かん 3,856.20 砂 指 72.75
	東北町	1055, 1056, 1058, 1060, 1067~1071, 1133, 1238, 1239, 1241~1247, 1249, 1265~1267, 1346, 1351~1353	1,953.13		水かん 1,166.06 保 健 94.44 砂 指 2.76
	六ヶ所村	1217	221.98		
	田子町	514~521, 530~532, 534~536	2,087.25		水かん 1,615.23 砂 指 248.86
	小計		15,006.96		
	計			27,425.43	

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
国特保	十和田市	32, 33, 46, 51~57, 64, 66, 68~72, 76, 79, 82, 85, 89~92, 95, 96, 105, 108, 110, 111, 116, 117, 120, 127, 128, 130, 156	5,122.06	別紙3のとおり	水かん 4,984.38 保 健 4,848.69 風 致 102.66 砂 指 18.78 鳥保特 3,661.83 特名天 2,307.11 鳥防森 615.47
	小計		5,122.06		
国特1	十和田市	57~59, 62, 64~67, 69, 73~75, 78, 102, 113~117, 119, 120, 126	3,206.34		水かん 3,125.24 保 健 1,913.42 砂 指 45.28 鳥保特 2,731.98 特名天 1,592.00 鳥防森 937.45
	小計		3,206.34		
国特2	十和田市	50, 55, 56, 60~63, 65~67, 69, 70, 77, 81, 86~88, 90, 91, 94, 95, 108~113, 118, 119, 127, 128, 130	3,386.07		水かん 3,344.16 保 健 85.09 砂 指 32.31 鳥保特 1.83 特名天 872.82 鳥防森 312.17
	小計		3,386.07		
国特3	十和田市	32, 52, 53, 60, 62, 65, 66, 72~89, 92~94, 96~102, 105, 109, 112, 113	5,133.19		水かん 5,012.09 保 健 2.51 砂 指 124.02 鳥保特 3.58 特名天 255.93 鳥防森 2,881.41
	小計		5,133.19		
県特1	南部町	南部町大向1	2.57		水かん 2.57
	小計		2.57		
県特3	南部町	南部町大向1	70.23		水かん 70.23
	小計		70.23		
県環特	新郷村	607, 612, 613, 616, 619, 620	194.99		土 流 194.79
	小計		194.99		
計			17,115.45		

注1 種類及び備考欄の重複制限林の略称は、以下のとおり。

水かん＝水源かん養保安林	国特保＝国立公園特別保護地区
土流＝土砂流出防備保安林	国特1＝国立公園第1種特別地域
土崩＝土砂崩壊防備保安林	国特2＝国立公園第2種特別地域
防風＝防風保安林	国特3＝国立公園第3種特別地域
干害＝干害防備保安林	県特1＝県立公園第1種特別地域
保健＝保健保安林	県特3＝県立公園第3種特別地域
風致＝風致保安林	県環特＝都道府県自然環境保全地域特別地区
砂指＝砂防指定地	鳥保特＝鳥獣保護区特別保護地区
特名天＝特別史跡名勝天然記念物	
特母樹＝特別母樹林	
鳥防森＝鳥獣害防止森林区域	

注2 保安林の計（実面積）は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養保安林等の内訳の合計に合致しない。

注3 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

## 別紙1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 水源の涵養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>(2) 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、択伐による。</p> <p>(3) なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。</p> <p>(4) 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>(1) 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあっては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>(2) 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。</p>
2 伐採の限度	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>(2) 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>(3) 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p>

事 項	基 準
2 伐採の限度	<p>(4) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号2(1)の樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p>
3 植 栽	<p>1 方法に係るもの</p> <p>満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

## 別紙2 自然公園における施業の方法

区 分	施 業 の 方 法
特 別 保護地区	森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。
第 1 種 特別地域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</li> <li>2 単木択伐法は、次の規定により行う。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</li> <li>(2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</li> </ol> </li> </ol>
第 2 種 特別地域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。</li> <li>2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。</li> <li>3 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</li> <li>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</li> <li>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、環境省自然環境局長及び県知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</li> <li>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。</li> <li>7 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</li> <li>(2) 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。</li> </ol> </li> </ol>
第 3 種 特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

### 別紙3 砂防指定地等の施業方法

区 分	施 業 の 方 法
砂防指定地	「青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例」（平成15年3月24日青森県条例第8号）で定めるところによる。
県自然環境保全地域 特別地区	「青森県自然環境保全条例」（昭和48年7月10日青森県条例第31号）で定めるところによる。
鳥獣保護区 特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日38林野計第1043号）による。
特別史跡名勝 天然記念物	「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）で定めるところによる。
特別母樹・特別母樹林	「林業種苗法」（昭和45年法律第89号）で定めるところによる。

## 計画事項の別表

**別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法**

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の所在 (林班)	面積	施業方法	
総数		77,164.78		
市町村別内訳	十和田市	1～6, 8～29, 31～102, 105, 108～123, 125～136, 139～144, 156	27,663.36	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	三沢市	155	118.64	
	野辺地町	1072～1079, 1101～1103, 1322, 1323, 1326～1330, 1343	1,948.70	
	七戸町	1401～1454, 1506～1527	14,615.01	
	横浜町	2088～2120, 2367, 2369～2371, 2373, 2375～2379, 2382, 2384, 2385, 2390～2392, 2395～2402, 2407, 2661～2668	5,038.92	
	東北町	1055～1071, 1092, 1093, 1133, 1238, 1239, 1241～1247, 1249, 1250, 1261～1267, 1273～1278, 1281, 1282, 1301, 1303～1325, 1344～1354, 1480, 1482, 1484, 1488～1491, 1495～1500, 1527, 1569, 1583, 1584	5,781.92	
	六ヶ所村	1118, 1121～1125, 1134, 1135, 1138～1160, 1163, 1165～1172, 1174, 1176～1180, 1193～1195, 1197～1200, 1208, 1211～1213, 1215～1217, 2001～2047, 2140, 2141, 2201～2204, 2206～2217	8,206.08	
	三戸町	583～591, 594～598	1,527.11	
	田子町	501～557, 559～561, 564～574, 576～580, 582	9,346.59	
	新郷村	592, 593, 599, 601, 603～605, 607～621	2,918.45	

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積:ha

区分	森林の所在(林班)		面積	施業方法
総数			23,587.41	
市町村別内訳	十和田市	1~5, 9, 10, 13, 15, 17~19, 22, 24, 29, 31~35, 37~50, 53, 55, 56, 59, 60, 62, 66, 70~81, 84~89, 92~94, 96~101, 109, 112~116, 118, 119, 121~123, 125, 128~136, 139, 140, 142~144	7,118.92	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	三沢市	155	118.64	
	野辺地町	1072~1075, 1078, 1079, 1330	536.21	
	七戸町	1402, 1404~1417, 1419~1422, 1427, 1435, 1438~1440, 1442~1448, 1451, 1506~1513, 1515, 1517~1523, 1525~1527	3,939.02	
	横浜町	2088~2092, 2094, 2095, 2100, 2103~2108, 2110~2117, 2119, 2120, 2373, 2399, 2407	1,729.42	
	東北町	1056, 1062~1068, 1070, 1071, 1250, 1266, 1267, 1310, 1311, 1349, 1352, 1353, 1482, 1489, 1490, 1497, 1498	1,176.78	
	六ヶ所村	1134, 1135, 1148, 1158, 1159, 2001~2008, 2010~2012, 2014, 2016~2037, 2039~2047, 2140, 2141, 2201, 2202, 2206	3,719.76	
	田子町	501~511, 514~521, 525~549, 551~557, 559, 560, 564, 567, 569, 572	3,776.33	
	新郷村	592, 599, 603~605, 607, 608, 611~613, 615~621	1,472.33	

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積:ha

区分	森林の所在(林班)		面積	施業方法
総数			629.92	
市町村別内訳	三沢市	155	85.02	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業
	六ヶ所村	1134, 1135, 2140, 2141, 2201	544.90	

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の所在（林班）		面積	施業方法
総数			15,181.89	
市 町 村 別 内 訳	十和田市	32, 33, 46, 51～75, 77～79, 81, 82, 85～92, 94～96, 102, 105, 108～120, 125～128, 130, 136, 139, 143, 144, 156	12,284.42	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	野辺地町	1077～1079	21.39	
	七戸町	1415, 1419, 1421, 1423, 1424, 1509～1514, 1516～1518	764.22	
	横浜町	2407	205.55	
	東北町	1092	2.22	
	六ヶ所村	2018	103.59	
	三戸町	583, 589, 590, 594～598	515.12	
	田子町	543, 578～580, 582	255.40	
	新郷村	601, 604, 605, 607, 608, 611～613, 616, 619, 620	1,029.98	

別表2 鳥獣害防止森林区域

区 分		対象鳥獣の種 類	森林の区域（林班）	面積
総 数				15,006.96
市町村別内訳	十和田市	ニホンジカ	17, 32～38, 41, 42, 46, 51, 52, 71 ～77, 79, 80, 82, 83, 85, 89, 92, 93, 96～101, 112～115, 118, 119	6,069.54
	野辺地町	ニホンジカ	1072～1076	776.35
	七戸町	ニホンジカ	1402～1412, 1428, 1430, 1506～1509, 1513～1515, 1524～1526	3,898.71
	東北町	ニホンジカ	1055, 1056, 1058, 1060, 1067～1071, 1133, 1238, 1239, 1241～1247, 1249, 1265～1267, 1346, 1351～1353	1,953.13
	六ヶ所村	ニホンジカ	1217	221.98
	田子町	ニホンジカ	514～521, 530～532, 534～536	2,087.25

(附) 參考資料

## 1 森林計画区の概況

### (1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ②／①×100
		総数②	国有林	民有林	
総 数	340,015	187,394	78,474	108,920	55
八戸市	30,556	10,060	—	10,060	33
十和田市	72,565	47,345	27,999	19,346	65
三沢市	11,939	1,867	119	1,749	16
野辺地町	8,168	5,226	1,949	3,277	64
七戸町	33,723	22,241	14,760	7,481	66
六戸町	8,389	2,449	—	2,449	29
横浜町	12,638	8,041	5,039	3,002	64
東北町	32,650	13,395	5,782	7,613	41
六ヶ所村	25,258	12,312	8,206	4,106	49
おいらせ町	7,196	1,233	—	1,233	17
三戸町	15,179	9,725	1,550	8,175	64
五戸町	17,767	9,256	—	9,256	52
田子町	24,198	19,409	9,765	9,644	80
南部町	15,312	7,668	73	7,595	50
階上町	9,400	5,409	10	5,398	58
新郷村	15,077	11,760	3,222	8,538	78

注1 区域面積は、国土地理院「令和6年全国都道府県市区町村別面積調」による。

2 森林面積は、国有林（林野庁所管）、民有林とも森林計画対象森林面積を計上。国有林には官行造林地を含む。

3 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

### (2) 地況（気候）

単位 気温：℃ 降水量：mm 積雪量：cm

観測地	気 温			年間降水量	最深積雪量	備 考
	最 高	最 低	年平均			
野辺地	35.6	-12.3	10.4	1,314	115	
六ヶ所	34.4	-12.6	9.9	1,481	—	
三沢	37.0	-12.5	10.7	1,184	—	
十和田	35.4	-20.1	10.3	1,088	87	
八戸	36.7	-11.7	11.1	1,069	61	
休屋	33.7	-13.7	8.5	1,639	—	
三戸	37.4	-16.3	10.5	1,157	83	

資料 気象庁（2014～2023年）による。

注1 気温の年平均及び年間降水量は2014～2023年までの10カ年平均。

2 「—」はデータなし。

## (3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	総 数	森 林	農 地			その他
			総 数	うち田	うち畑	
総数	340,015	187,394	64,491	28,950	35,523	88,130
八戸市	30,556	10,060	4,760	1,980	2,790	15,736
十和田市	72,565	47,345	12,200	8,330	3,820	13,021
三沢市	11,939	1,867	3,750	1,840	1,910	6,322
野辺地町	8,168	5,226	641	202	439	2,301
七戸町	33,723	22,241	6,880	3,810	3,070	4,602
六戸町	8,389	2,449	3,430	1,930	1,500	2,510
横浜町	12,638	8,041	2,130	353	1,780	2,467
東北町	32,650	13,395	8,000	3,060	4,940	11,255
六ヶ所村	25,258	12,312	3,690	530	3,160	9,256
おいらせ町	7,196	1,233	3,180	1,610	1,580	2,783
三戸町	15,179	9,725	2,440	866	1,580	3,014
五戸町	17,767	9,256	4,340	1,900	2,450	4,171
田子町	24,198	19,409	2,580	864	1,720	2,209
南部町	15,312	7,668	3,630	949	2,680	4,014
階上町	9,400	5,409	1,150	222	924	2,841
新郷村	15,077	11,760	1,690	504	1,180	1,627

資料 農地は農林水産省統計部「耕地面積調査（令和5年）」による。

注 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

## (4) 産業別生産額

単位 百万円

区 分	総 生 産	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業
		総 額	農 業	林 業	水 産 業		
総数	1,973,412	107,068	92,164	1,519	13,383	610,191	1,277,544
八戸市	921,485	20,780	9,050	149	11,581	212,555	698,136
十和田市	201,966	15,152	14,880	265	6	37,925	151,078
三沢市	161,108	8,812	8,601	25	186	43,978	110,064
野辺地町	36,950	1,415	1,160	42	213	6,036	29,900
七戸町	49,392	6,226	6,130	96	0	11,329	32,372
六戸町	28,955	4,166	4,134	32	0	5,448	19,656
横浜町	23,783	6,779	6,365	38	375	9,447	7,814
東北町	46,985	8,598	8,137	98	363	9,200	29,697
六ヶ所村	252,651	4,837	4,375	54	408	205,307	45,245
おいらせ町	73,161	4,761	4,648	16	97	25,820	43,374
三戸町	29,784	4,078	3,974	104	0	5,961	20,068
五戸町	47,850	7,626	7,499	127	0	10,300	30,443
田子町	18,997	3,802	3,621	181	0	6,202	9,199
南部町	40,843	5,526	5,427	99	0	9,036	26,724
階上町	32,626	3,058	2,822	82	154	10,983	18,939
新郷村	6,876	1,452	1,341	111	0	664	4,835

資料 青森県「市町村民経済計算（令和2年度）」による。

注1 四捨五入の関係により、第1次産業の総額と内訳の各項目の合計値が合致しない場合がある。

2 総生産は税の控除等により、各産業別生産額の合計値と合致しない。

## (5) 産業別就業者数

単位 人

区 分	総 数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総 数	農 業	林 業	漁 業		
総数	235,860	22,591	20,290	701	1,600	55,290	154,167
八戸市	106,198	3,182	2,485	109	588	23,408	77,724
十和田市	29,441	3,422	3,220	192	10	6,518	18,681
三沢市	19,186	1,296	1,221	9	66	4,471	13,053
野辺地町	5,951	444	221	51	172	1,526	3,903
七戸町	7,546	1,538	1,477	59	2	1,669	4,317
六戸町	5,467	1,021	1,009	10	2	1,296	3,090
横浜町	2,257	664	408	5	251	650	941
東北町	8,730	2,080	1,870	43	167	1,964	4,580
六ヶ所村	6,441	686	518	4	164	2,669	3,068
おいらせ町	12,310	1,015	975	10	30	3,403	7,734
三戸町	4,563	1,353	1,325	26	2	872	2,324
五戸町	8,517	1,789	1,754	27	8	2,222	4,500
田子町	2,732	959	888	71	-	616	1,157
南部町	8,812	2,014	1,976	32	6	1,932	4,840
階上町	6,439	534	377	29	128	1,857	3,804
新郷村	1,270	594	566	24	4	217	451

資料 総務省統計局「令和2年国勢調査」による。

注 総数には「分類不能の産業」を含むため、内訳の合計と総数は合致しない。

## 2 森林の現況

### (1) 齢級別森林資源表

面積：ha，材積：立木は千m<sup>3</sup> 立竹は千束，成長量：千m<sup>3</sup>

区分	総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級						
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量				
総数	78,473.79	15,545	168	612.60			591.54			671.33	24	4	189.57	12	1				
立木地	総数	総数	74,159.01	15,545	168	612.60				591.54			671.33	24	4	189.57	12	1	
		針	36,700.64	8,313	118	549.61				511.96			618.03	23	4	169.85	12	1	
		広	37,458.37	7,233	50	62.99				79.58			53.30	1		19.72			
	人工林	総数	総数	29,882.00	7,326	108	604.20				570.05			630.33	23	4	169.85	12	1
			針	29,615.08	6,808	104	549.61				511.96			591.89	22	4	169.85	12	1
			広	266.92	518	5	54.59				58.09			38.44	1				
	育成林	単層林	総数	28,828.37	7,084	107	578.47				507.00			630.33	23	4	166.00	11	1
			針	28,561.45	6,646	102	523.88				448.91			591.89	22	4	166.00	11	1
			広	266.92	438	4	54.59				58.09			38.44	1				
	育成林	複層林		(115.00)															
			総数	1,053.63	242	2	25.73				63.05						3.85		
			針	1,053.63	162	1	25.73				63.05						3.85		
	天然林	総数	総数	44,277.01	8,219	60	8.40				21.49			41.00	1		19.72		
			針	7,085.56	1,504	14								26.14	1				
			広	37,191.45	6,715	46	8.40				21.49			14.86			19.72		
育成林		単層林	総数	349.09	60	1													
			針	349.09	60	1													
			広																
育成林		複層林	総数	2,663.78	722	7													
			針	1,628.92	503	5													
			広	1,034.86	218	2													
天然生		天然林	総数	41,264.14	7,437	51	8.40				21.49			41.00	1		19.72		
			針	5,107.55	941	7								26.14	1				
			広	36,156.59	6,496	44	8.40				21.49			14.86			19.72		
竹林																			
無立木地	4,314.78																		

注1 人工林及び天然林で点生木だけの林分については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 ( ) は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

面積：ha, 材積：立木は千m<sup>3</sup> 立竹は千束, 成長量：千m<sup>3</sup>

区分		5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級					
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量			
総数		162.17	14	1	455.41	68	3	741.53	133	5	1,656.33	382	11	3,011.83	750	17			
立木地	総数	総数	162.17	14	1	455.41	68	3	741.53	133	5	1,656.33	382	11	3,011.83	750	17		
		針	115.82	13	1	417.66	65	3	643.66	124	5	1,534.94	363	10	2,933.66	729	17		
		広	46.35	1		37.75	2		97.87	9		121.39	18	1	78.17	22	1		
	人工林	総数	総数	104.85	12	1	377.11	61	3	549.54	112	4	1,410.98	348	10	2,923.42	740	17	
			針	104.85	12	1	374.28	61	3	529.87	109	4	1,403.82	344	10	2,923.42	727	17	
			広				2.83			19.67	2		7.16	4		13			
		育成林	単層林	総数	102.17	12	1	358.23	59	3	548.73	111	4	1,410.98	348	10	2,923.42	740	17
				針	102.17	12	1	355.40	59	3	529.06	109	4	1,403.82	344	10	2,923.42	727	17
				広				2.83			19.67	2		7.16	4		13		
	育成林	複層林	総数	2.68			18.88	2		0.81									
			針	2.68			18.88	2		0.81									
			広																
	天然林	総数	総数	57.32	2		78.30	7		191.99	21	1	245.35	34	1	88.41	11		
			針	10.97	1		43.38	4		113.79	15		131.12	19		10.24	2		
			広	46.35	1		34.92	2		78.20	6		114.23	14	1	78.17	9		
育成林		単層林	総数	10.97	1		43.30	4		106.29	14		130.64	19		7.91	2		
			針	10.97	1		43.30	4		106.29	14		130.64	19		7.91	2		
			広																
育成林		複層林	総数									20.67	1		5.20				
			針																
			広									20.67	1		5.20				
天然生		林	総数	46.35	1		35.00	2		85.70	7		94.04	14	1	75.30	9		
			針				0.08			7.50	1		0.48			2.33	1		
			広	46.35	1		34.92	2		78.20	6		93.56	14	1	72.97	8		
竹林																			
無立木地																			

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 ( ) は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

面積：ha, 材積：立木は千m<sup>3</sup> 立竹は千束, 成長量：千m<sup>3</sup>

区分		1 0 齡級			1 1 齡級			1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級					
		面積	材積	成長量															
総数		3,382.94	931	16	4,851.95	1,375	20	4,953.79	1,216	15	4,298.13	1,001	11	3,157.15	674	7			
立木地	総数	総数	3,382.94	931	16	4,851.95	1,375	20	4,953.79	1,216	15	4,298.13	1,001	11	3,157.15	674	7		
		針	3,250.48	879	15	4,533.86	1,252	18	4,364.39	1,044	12	3,517.13	801	8	2,282.96	494	4		
		広	132.46	52	1	318.09	123	2	589.40	172	3	781.00	200	4	874.19	181	3		
	育成	単層林	総数	3,240.87	912	16	4,491.35	1,334	19	4,341.42	1,126	13	3,496.67	856	8	2,292.24	529	4	
			針	3,239.98	877	15	4,490.64	1,244	18	4,327.75	1,038	12	3,457.67	788	7	2,276.77	492	4	
			広	0.89	35		0.71	90	1	13.67	88	1	39.00	68	1	15.47	37		
	育成	複層林	総数	3,232.85	911	16	4,429.76	1,323	19	4,309.64	1,112	13	3,338.15	822	8	2,221.31	516	4	
			針	3,231.96	876	15	4,429.05	1,237	18	4,295.97	1,025	12	3,299.15	765	7	2,205.84	484	4	
			広	0.89	34		0.71	86	1	13.67	86	1	39.00	58		15.47	32		
	天然林	総数	総数						(27.76)			(30.95)			(1.10)				
			針	8.02	2		61.59	11		31.78	14		158.52	34		70.93	13		
			広	8.02	1		61.59	6		31.78	12		158.52	23		70.93	8		
	天然林	育成	単層林	総数	142.07	19	1	360.60	41	1	612.37	90	2	801.46	145	3	864.91	145	3
				針	10.50	2		43.22	8		36.64	6		59.46	14		6.19	2	
				広	131.57	17	1	317.38	33	1	575.73	84	2	742.00	131	3	858.72	144	3
天然生		単層林	総数	6.30	1		30.84	6		1.46									
			針	6.30	1		30.84	6		1.46									
			広																
天然生		複層林	総数	10.19	1		16.03	1		123.20	17		38.00	3		46.58	5		
			針				0.33			8.44	2		6.68	1		0.21			
			広	10.19	1		15.70	1		114.76	15		31.32	3		46.37	5		
天然生	林	総数	125.58	17		313.73	34	1	487.71	73	2	763.46	142	3	818.33	141	3		
		針	4.20	1		12.05	2		26.74	4		52.78	13		5.98	2			
		広	121.38	16		301.68	32	1	460.97	68	2	710.68	129	3	812.35	139	3		
竹林																			
無立木地																			

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 ( ) は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

面積：ha，材積：立木は千m<sup>3</sup> 立竹は千束，成長量：千m<sup>3</sup>

区分		1 5 齡級			1 6 齡級			1 7 齡級			1 8 齡級			1 9 齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		1,631.50	390	5	952.63	209	3	1,590.55	330	4	1,855.16	398	3	1,722.74	405	3		
立木地	総数	総数	1,631.50	390	5	952.63	209	3	1,590.55	330	4	1,855.16	398	3	1,722.74	405	3	
		針	725.06	185	1	262.09	64		501.71	109	1	1,155.58	247	2	1,045.74	257	2	
		広	906.44	205	4	690.54	145	2	1,088.84	220	3	699.58	151	1	677.00	148	1	
	総数	総数	699.21	192	1	230.00	65		470.86	125	1	1,122.19	281	2	1,009.50	277	2	
		針	699.21	177	1	230.00	55		464.80	100	1	1,121.08	238	2	1,009.50	247	2	
		広		16			9		6.06	24		1.11	43			30		
	育成 単層林	総数	694.43	183	1	211.32	56		389.09	104	1	901.65	227	1	995.83	274	2	
		針	694.43	168	1	211.32	48		383.03	86	1	900.54	202	1	995.83	245	2	
		広		15			8		6.06	17		1.11	25			29		
	育成 複層林	総数	(32.82)			(13.59)			(3.09)			(2.20)			(0.81)			
		針	4.78	9		18.68	9		81.77	21		220.54	54		13.67	3		
		広	4.78	9		18.68	7		81.77	14		220.54	35		13.67	2		
	天然林	総数	総数	932.29	198	4	722.63	144	2	1,119.69	205	3	732.97	117	1	713.24	128	1
			針	25.85	8		32.09	9		36.91	9		34.50	9		36.24	10	
			広	906.44	190	3	690.54	135	2	1,082.78	196	3	698.47	108	1	677.00	118	1
育成 単層林		総数											2			1		
		針											2			1		
		広																
育成 複層林		総数	13.81	2		33.44	3		51.97	7		34.80	5		16.59	2		
		針	1.04						0.82									
		広	12.77	2		33.44	3		51.15	7		34.80	5		16.59	2		
天然 生林		総数	918.48	196	4	689.19	140	2	1,067.72	198	3	698.17	111	1	696.65	124	1	
		針	24.81	8		32.09	8		36.09	9		34.50	7		36.24	9		
		広	893.67	188	3	657.10	132	2	1,031.63	189	3	663.67	103	1	660.41	115	1	
竹林																		
無立木地																		

注1 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 ( ) は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

面積：ha，材積：立木は千m<sup>3</sup> 立竹は千束，成長量：千m<sup>3</sup>

区分		20 齡級			21 齡級以上				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		1,052.06	259	2	36,618.10	6,974	35		
立木地	総数	総数	1,052.06	259	2	36,618.10	6,974	35	
		針	435.87	119	1	7,130.58	1,532	12	
		広	616.19	141	1	29,487.52	5,441	23	
	人工林	総数	総数	368.43	114	1	778.93	207	1
			針	367.66	99	1	770.47	167	1
			広	0.77	15		8.46	41	
	育成	単層林	総数	297.27	96	1	581.74	157	1
			針	296.50	88	1	573.28	137	1
			広	0.77	7		8.46	20	
	育成	複層林		(2.68)					
			総数	71.16	19		197.19	51	
			針	71.16	11		197.19	30	
			広		8		21		
	天然林	総数	総数	683.63	145	1	35,839.17	6,767	34
			針	68.21	20		6,360.11	1,366	12
広			615.42	126	1	29,479.06	5,401	23	
育成		単層林	総数	4.16	3		7.22	6	
			針	4.16	3		7.22	6	
			広						
育成		複層林	総数	20.67	6		2,232.63	669	6
			針	13.48	4		1,597.92	497	5
			広	7.19	2		634.71	172	1
天然生		林	総数	658.80	137	1	33,599.32	6,091	29
			針	50.57	13		4,754.97	863	6
			広	608.23	124	1	28,844.35	5,228	22
竹林									
無立木地									

注1 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 ( ) は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

(面積：h a, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>/年)

区分			立木地							無立木地等								
			人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地	林地以外 の土地	計	計	
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計									
制限林	面積	針	20,530.74	701.13	21,231.87	29.39	1,029.45	4,157.36	5,216.20		26,448.07							
		広	170.79		170.79		837.48	33,387.64	34,225.12		34,395.91							
		計	20,701.53	701.13	21,402.66	29.39	1,866.93	37,545.00	39,441.32		60,843.98	254.35	4.82		2,492.85	2,752.02	63,596.00	
	材積	針	4,915.357	108.468	5,023.825	5,345	308.033	693.969	1,007.347		6,031.172						6,031.172	
		広	334,517	53,054	387,571		156,533	5,973,259	6,129,792		6,517,363						6,517,363	
		計	5,249,874	161,522	5,411,396	5,345	464,566	6,667,228	7,137,139		12,548,535						12,548,535	
	成長量	針	75,126.2	917.0	76,043.2	129.4	3,167.5	5,356.2	8,653.1		84,696.3						84,696.3	
		広	3,481.4	353.5	3,834.9		1,387.3	38,668.5	40,055.8		43,890.7						43,890.7	
		計	78,607.6	1,270.5	79,878.1	129.4	4,554.8	44,024.7	48,708.9		128,587.0						128,587.0	
	普通林	面積	針	8,030.71	352.50	8,383.21	319.70	599.47	950.19	1,869.36		10,252.57						
			広	96.13		96.13		197.38	2,768.95	2,966.33		3,062.46						
			計	8,126.84	352.50	8,479.34	319.70	796.85	3,719.14	4,835.69		13,315.03	157.89			1,404.87	1,562.76	14,877.79
材積		針	1,730,817	53,589	1,784,406	54,355	195,424	247,169	496,948		2,281,354						2,281,354	
		広	103,132	27,302	130,434	209	61,678	523,015	584,902		715,336						715,336	
		計	1,833,949	80,891	1,914,840	54,564	257,102	770,184	1,081,850		2,996,690						2,996,690	
成長量		針	27,242.8	422.9	27,665.7	1,279.3	1,940.7	2,122.8	5,342.8		33,008.5						33,008.5	
		広	714.2	143.0	857.2	1.4	277.9	5,331.7	5,611.0		6,468.2						6,468.2	
		計	27,957.0	565.9	28,522.9	1,280.7	2,218.6	7,454.5	10,953.8		39,476.7						39,476.7	
計		面積	針	28,561.45	1,053.63	29,615.08	349.09	1,628.92	5,107.55	7,085.56		36,700.64						
			広	266.92		266.92		1,034.86	36,156.59	37,191.45		37,458.37						
			計	28,828.37	1,053.63	29,882.00	349.09	2,663.78	41,264.14	44,277.01		74,159.01	412.24	4.82		3,897.72	4,314.78	78,473.79
	材積	針	6,646,174	162,057	6,808,231	59,700	503,457	941,138	1,504,295		8,312,526						8,312,526	
		広	437,649	80,356	518,005	209	218,211	6,496,274	6,714,694		7,232,699						7,232,699	
		計	7,083,823	242,413	7,326,236	59,909	721,668	7,437,412	8,218,989		15,545,225						15,545,225	
	成長量	針	102,369.0	1,339.9	103,708.9	1,408.7	5,108.2	7,479.0	13,995.9		117,704.8						117,704.8	
		広	4,195.6	496.5	4,692.1	1.4	1,665.2	44,000.2	45,666.8		50,358.9						50,358.9	
		計	106,564.6	1,836.4	108,401.0	1,410.1	6,773.4	51,479.2	59,662.7		168,063.7						168,063.7	

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

(面積：h a, 材積：m<sup>3</sup>、成長量：m<sup>3</sup>/年)

市町村	区分	立木地							無立木地等								
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地	林地以外の 土地	計	計	
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計									
十和田市	面積	針	6,446.81	161.93	6,608.74	0.32	0.21	2,016.03	2,016.56		8,625.30						
		広	92.24		92.24		22.22	17,939.58	17,961.80		18,054.04						
		計	6,539.05	161.93	6,700.98	0.32	22.43	19,955.61	19,978.36		26,679.34	80.18		1,239.18	1,319.36	27,998.70	
	材積	針	1,732,653	36,729	1,769,382	46	20	123,826	123,892		1,893,274						1,893,274
		広	64,234	10,147	74,381		1,463	3,182,910	3,184,373		3,258,754						3,258,754
		計	1,796,887	46,876	1,843,763	46	1,483	3,306,736	3,308,265		5,152,028						5,152,028
	成長量	針	25,256.6	339.0	25,595.6	1.8	0.2	625.3	627.3		26,222.9						26,222.9
		広	713.2	50.6	763.8		37.4	17,886.4	17,923.8		18,687.6						18,687.6
		計	25,969.8	389.6	26,359.4	1.8	37.6	18,511.7	18,551.1		44,910.5						44,910.5
	三沢市	面積	針	81.91		81.91			2.33	2.33		84.24					
			広														
			計	81.91		81.91			2.33	2.33		84.24		4.82	29.58	34.40	118.64
材積		針	14,069		14,069			600	600		14,669						14,669
		広															
		計	14,069		14,069			600	600		14,669						14,669
成長量	針	129.7		129.7			11.5	11.5		141.2						141.2	
	広																
	計	129.7		129.7			11.5	11.5		141.2						141.2	
野辺地町	面積	針	944.22	2.53	946.75	8.79	144.01	315.11	467.91		1,414.66						
		広	12.83		12.83		41.23	347.95	389.18		402.01						
		計	957.05	2.53	959.58	8.79	185.24	663.06	857.09		1,816.67	34.36		97.67	132.03	1,948.70	
	材積	針	209,215	501	209,716	1,379	48,776	99,169	149,324		359,040						359,040
		広	16,701	215	16,916		13,703	94,160	107,863		124,779						124,779
		計	225,916	716	226,632	1,379	62,479	193,329	257,187		483,819						483,819
	成長量	針	3,199.1	3.5	3,202.6	34.8	505.5	954.8	1,495.1		4,697.7						4,697.7
		広	194.6	1.1	195.7		56.0	901.4	957.4		1,153.1						1,153.1
		計	3,393.7	4.6	3,398.3	34.8	561.5	1,856.2	2,452.5		5,850.8						5,850.8
	七戸町	面積	針	4,387.45	276.59	4,664.04		366.45	755.67	1,122.12		5,786.16					
			広	88.68		88.68		353.84	7,715.35	8,069.19		8,157.87					
			計	4,476.13	276.59	4,752.72		720.29	8,471.02	9,191.31		13,944.03	18.02		798.41	816.43	14,760.46
材積		針	948,731	32,772	981,503		88,896	156,991	245,887		1,227,390						1,227,390
		広	113,838	19,508	133,346		59,505	1,286,857	1,346,362		1,479,708						1,479,708
		計	1,062,569	52,280	1,114,849		148,401	1,443,848	1,592,249		2,707,098						2,707,098
成長量		針	16,822.7	301.8	17,124.5		882.6	1,309.5	2,192.1		19,316.6						19,316.6
		広	1,275.2	157.7	1,432.9		733.3	8,468.5	9,201.8		10,634.7						10,634.7
		計	18,097.9	459.5	18,557.4		1,615.9	9,778.0	11,393.9		29,951.3						29,951.3
横浜町		面積	針	2,104.60	209.88	2,314.48	2.89	581.23	676.14	1,260.26		3,574.74					
			広					183.99	985.24	1,169.23		1,169.23					
			計	2,104.60	209.88	2,314.48	2.89	765.22	1,661.38	2,429.49		4,743.97	2.16		292.79	294.95	5,038.92
	材積	針	476,878	34,195	511,073	458	189,326	175,546	365,330		876,403						876,403
		広	33,944	17,034	50,978		59,410	198,348	257,758		308,736						308,736
		計	510,822	51,229	562,051	458	248,736	373,894	623,088		1,185,139						1,185,139
	成長量	針	7,272.9	258.8	7,531.7	11.2	1,871.9	1,551.4	3,434.5		10,966.2						10,966.2
		広	253.8	86.9	340.7		253.7	1,720.0	1,973.7		2,314.4						2,314.4
		計	7,526.7	345.7	7,872.4	11.2	2,125.6	3,271.4	5,408.2		13,280.6						13,280.6

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(面積：h a、材積：m<sup>3</sup>、成長量：m<sup>3</sup>/年)

市町村	区分	立木地								無立木地等					計			
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地	林地以外の 地		計		
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計										
東北町	面積	針	3,575.93	18.49	3,594.42	134.74	404.85	406.92	946.51		4,540.93							
		広	7.77		7.77		185.85	678.70	864.55		872.32							
		計	3,583.70	18.49	3,602.19	134.74	590.70	1,085.62	1,811.06		5,413.25	112.98			255.69	368.67	5,781.92	
	材積	針	754,826	3,389	758,215	23,968	135,316	127,571	286,855		1,045,070						1,045,070	
		広	26,634	1,695	28,329		46,883	183,639	230,522		258,851						258,851	
		計	781,460	5,084	786,544	23,968	182,199	311,210	517,377		1,303,921						1,303,921	
	成長量	針	13,177.0	44.1	13,221.1	545.9	1,446.5	1,148.0	3,140.4		16,361.5						16,361.5	
		広	197.6	8.6	206.2		278.0	1,616.8	1,894.8		2,101.0						2,101.0	
		計	13,374.6	52.7	13,427.3	545.9	1,724.5	2,764.8	5,035.2		18,462.5						18,462.5	
六ヶ所村	面積	針	4,157.89	117.83	4,275.72	187.78	132.17	809.53	1,129.48		5,405.20							
		広	4.44		4.44		33.94	2,283.21	2,317.15		2,321.59							
		計	4,162.33	117.83	4,280.16	187.78	166.11	3,092.74	3,446.63		7,726.79	11.56			467.73	479.29	8,206.08	
	材積	針	963,251	16,513	979,764	31,311	41,123	233,870	306,304		1,286,068						1,286,068	
		広	50,679	8,838	59,517	209	10,814	476,349	487,372		546,889						546,889	
		計	1,013,930	25,351	1,039,281	31,520	51,937	710,219	793,676		1,832,957						1,832,957	
	成長量	針	13,275.5	120.8	13,396.3	742.9	401.5	1,615.2	2,759.6		16,155.9						16,155.9	
		広	313.3	45.9	359.2	1.4	45.4	3,552.1	3,598.9		3,958.1						3,958.1	
		計	13,588.8	166.7	13,755.5	744.3	446.9	5,167.3	6,358.5		20,114.0						20,114.0	
三戸町	面積	針	692.77	2.44	695.21			10.84	10.84		706.05							
		広	4.74		4.74			695.88	695.88		700.62							
		計	697.51	2.44	699.95			706.72	706.72		1,406.67	20.99			122.47	143.46	1,550.13	
	材積	針	154,239	390	154,629			1,730	1,730		156,359						156,359	
		広	11,761	260	12,021			112,039	112,039		124,060						124,060	
		計	166,000	650	166,650			113,769	113,769		280,419						280,419	
	成長量	針	2,829.2	2.4	2,831.6			8.0	8.0		2,839.6						2,839.6	
		広	94.2	1.3	95.5			1,077.4	1,077.4		1,172.9						1,172.9	
		計	2,923.4	3.7	2,927.1			1,085.4	1,085.4		4,012.5						4,012.5	
田子町	面積	針	4,652.54	240.81	4,893.35	14.57		106.43	121.00		5,014.35							
		広	36.77		36.77		180.62	4,043.04	4,223.66		4,260.43							
		計	4,689.31	240.81	4,930.12	14.57	180.62	4,149.47	4,344.66		9,274.78	122.27			367.68	489.95	9,764.73	
	材積	針	1,034,803	33,827	1,068,630	2,538		19,424	21,962		1,090,592						1,090,592	
		広	87,364	20,426	107,790		22,785	718,527	741,312		849,102						849,102	
		計	1,122,167	54,253	1,176,420	2,538	22,785	737,951	763,274		1,939,694						1,939,694	
	成長量	針	15,200.2	249.1	15,449.3	72.1		238.3	310.4		15,759.7						15,759.7	
		広	845.7	132.5	978.2		219.4	6,585.0	6,804.4		7,782.6						7,782.6	
		計	16,045.9	381.6	16,427.5	72.1	219.4	6,823.3	7,114.8		23,542.3						23,542.3	
南部町	面積	針	68.52		68.52						68.52							
		広																
		計	68.52		68.52						68.52					4.28	4.28	72.80
	材積	針	9,035		9,035						9,035							9,035
		広	900		900						900							900
		計	9,935		9,935						9,935							9,935
	成長量	針	109.5		109.5						109.5							109.5
		広	7.2		7.2						7.2							7.2
		計	116.7		116.7						116.7							116.7

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(面積：h a, 材積：m<sup>3</sup>、成長量：m<sup>3</sup>/年)

市町村	区分	立木地								無立木地等					計			
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地	林地以外の 土地		計		
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計										
階上町	面積	針	10.46		10.46						10.46							
		広																
	計	10.46		10.46						10.46							10.46	
	材積	針	2,981		2,981						2,981							2,981
		広																
	計	2,981		2,981						2,981								2,981
成長量	針	38.8		38.8						38.8							38.8	
	広																	
計	38.8		38.8						38.8								38.8	
新郷村	面積	針	1,438.35	23.13	1,461.48			8.55	8.55		1,470.03							
		広	19.45		19.45		33.17	1,467.64	1,500.81		1,520.26							
		計	1,457.80	23.13	1,480.93		33.17	1,476.19	1,509.36		2,990.29	9.72			222.24	231.96	3,222.25	
	材積	針	345,493	3,741	349,234			2,411	2,411		351,645							351,645
		広	31,594	2,233	33,827		3,648	243,445	247,093		280,920							280,920
		計	377,087	5,974	383,061		3,648	245,856	249,504		632,565							632,565
	成長量	針	5,057.8	20.4	5,078.2			17.0	17.0		5,095.2							5,095.2
		広	300.8	11.9	312.7		42.0	2,192.6	2,234.6		2,547.3							2,547.3
		計	5,358.6	32.3	5,390.9		42.0	2,209.6	2,251.6		7,642.5							7,642.5
	森林計画計	面積	針	28,561.45	1,053.63	29,615.08	349.09	1,628.92	5,107.55	7,085.56		36,700.64						
			広	266.92		266.92		1,034.86	36,156.59	37,191.45		37,458.37						
			計	28,828.37	1,053.63	29,882.00	349.09	2,663.78	41,264.14	44,277.01		74,159.01	412.24	4.82		3,897.72	4,314.78	78,473.79
材積		針	6,646,174	162,057	6,808,231	59,700	503,457	941,138	1,504,295		8,312,526							8,312,526
		広	437,649	80,356	518,005	209	218,211	6,496,274	6,714,694		7,232,699							7,232,699
		計	7,083,823	242,413	7,326,236	59,909	721,668	7,437,412	8,218,989		15,545,225							15,545,225
成長量		針	102,369.0	1,339.9	103,708.9	1,408.7	5,108.2	7,479.0	13,995.9		117,704.8							117,704.8
		広	4,195.6	496.5	4,692.1	1.4	1,665.2	44,000.2	45,666.8		50,358.9							50,358.9
		計	106,564.6	1,836.4	108,401.0	1,410.1	6,773.4	51,479.2	59,662.7		168,063.7							168,063.7

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

面積:ha

区分	市町村									
	十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	横浜町	東北町				
保安林	水源かん養保安林	27,142.86		1,180.33	14,072.17					2,217.08
	土砂流出防備保安林	(694.18)	88.25					125.83	(27.57)	443.43
	土砂崩壊防備保安林									
	飛砂防備保安林									
	防風保安林		84.97							
	水害防備保安林									
	潮害防備保安林									
	干害防備保安林									
	防雪保安林									
	防霧保安林									
	なだれ防止保安林									
	落石防止保安林									
	防火保安林									
	魚つき保安林									
	航行目標保安林									
	保健保安林	(6,729.69)	120.02		303.41					(94.44)
風致保安林	(102.66)									
計	(7,526.53)	27,351.13	84.97	1,483.74	14,072.17		125.83	(122.01)	2,660.51	
保安施設地区										
砂防指定地	(270.90)	73.49		(6.94)	6.78	(177.92)	12.06		(0.12)	2.64
国立公園	特別保護地区	(5,104.65)	17.41							
	第一種特別地域	(3,160.58)	45.76							
	第二種特別地域	(3,370.90)	15.17							
	第三種特別地域	(5,018.07)	115.12							
	地種区分未定地域									
計	(16,654.20)	193.46								
国定公園	特別保護地区									
	第一種特別地域									
	第二種特別地域									
	第三種特別地域									
	地種区分未定地域									
計										
都道府県立自然公園	第一種特別地域									
	第二種特別地域									
	第三種特別地域									
	地種区分未定地域									
	計									
原生自然環境保全地域										
自然環境保全地域特別地区										
都道府県自然環境保全地域特別地区										
鳥獣保護区特別保護地区	(6,399.22)									
緑地保全地区										
風致地区										
特別母樹林									2.22	
史跡名勝天然記念物	(5,027.86)									
種の保存法による管理地区										
その他										
合計	(35,878.71)	27,618.08	84.97	(6.94)	1,490.52	(177.92)	14,084.23	125.83	(122.13)	2,665.37

注 ( ) は、重複する制限林を表す。

面積:ha

区分	市町村											
	六ヶ所村	三戸町	田子町	南部町	新郷村	合計						
保安林	水源かん養保安林	703.86	1,285.80	8,906.60	72.80	2,604.98				58,186.48		
	土砂流出防備保安林	559.75		681.70		571.42	(721.75)			2,470.38		
	土砂崩壊防備保安林	33.64		60.77		1.63				96.04		
	飛砂防備保安林											
	防風保安林	542.42								627.39		
	水害防備保安林											
	潮害防備保安林											
	干害防備保安林	1,410.09	81.38							1,491.47		
	防雪保安林											
	防霧保安林											
	なだれ防止保安林											
	落石防止保安林											
	防火保安林											
	魚つき保安林											
	航行目標保安林											
保健保安林	(41.72)	(70.94)	(154.97)		(310.68)		(7,402.44)		423.43			
風致保安林							(102.66)					
計	(41.72)	3,249.76	(70.94)	1,367.18	(154.97)	9,649.07	72.80	(310.68)	3,178.03	(8,226.85)	63,295.19	
保安施設地区												
砂防指定地		2.55		(350.13)	5.50			(78.23)	1.91	(884.24)	104.93	
国立公園	特別保護地区									(5,104.65)	17.41	
	第一種特別地域									(3,160.58)	45.76	
	第二種特別地域									(3,370.90)	15.17	
	第三種特別地域									(5,018.07)	115.12	
	地種区分未定地域											
計									(16,654.20)	193.46		
国定公園	特別保護地区											
	第一種特別地域											
	第二種特別地域											
	第三種特別地域											
	地種区分未定地域											
計												
都道府県立自然公園	第一種特別地域						(2.57)			(2.57)		
	第二種特別地域											
	第三種特別地域						(70.23)			(70.23)		
	地種区分未定地域											
	計						(72.80)			(72.80)		
原生自然環境保全地域												
自然環境保全地域特別地区												
都道府県自然環境保全地域特別地区							(194.79)	0.20	(194.79)	0.20		
鳥獣保護区特別保護地区									(6,399.22)			
緑地保全地区												
風致地区												
特別母樹林										2.22		
史跡名勝天然記念物									(5,027.86)			
種の保存法による管理地区												
その他												
合計	(41.72)	3,252.31	(70.94)	1,367.18	(505.10)	9,654.57	(72.80)	72.80	(583.70)	3,180.14	(37,459.96)	63,596.00

注 ( ) は、重複する制限林を表す。

## (5) 樹種別材積表

単位 材積：千m<sup>3</sup>

樹種 林種	スギ	ヒバ	カラマツ	アカマツ	その他 針葉樹	ブナ	ナラ類	その他 広葉樹
総 数	4,859	1,242	584	982	646	3,631	325	3,276
人工林	4,820	14	581	871	523	9	11	498
天然林	39	1,228	3	111	123	3,622	314	2,778

## (6) 荒廃地の面積

単位 面積：ha

区 分	荒 廃 地
総 数	210.47
十和田市	1.06
野辺地町	0.35
七戸町	106.97
横浜町	85.62
六ヶ所村	15.66
田子町	0.81

## (7) 森林の被害

単位 面積：ha

区 分	風 水 害				病 虫 害				雪 害				獣 類 害			
	2	3	4	5	2	3	4	5	2	3	4	5	2	3	4	5
八戸市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
十和田市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三沢市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
野辺地町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
七戸町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
六戸町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横浜町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東北町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
六ヶ所村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
おいらせ町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三戸町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
五戸町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
田子町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南部町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
階上町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新郷村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料 「東北森林管理局事業統計書」による。

注 「－」は被害なし、「0」は被害が0.5ha未満。

### 3 林業の動向

#### (1) 森林組合及び生産森林組合の現況

##### ア 構成

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別	組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総額	組合員所有 (又は組合経 営) 森林面積	備考
森林 組合	総数	6 組合	11,784	75	689,485	72,017
	八戸市	八戸市	656	7	44,878	2,983
	五戸町	三八地方	6,518	30	280,310	42,389
	十和田市	上十三地区	2,302	11	130,768	10,048
		大平	267	1	1,870	1,312
	七戸町	上北	1,424	15	186,588	9,211
東北町	東北町	617	11	45,071	6,074	
生産 森林 組合	総数	8 組合	876	0	42,732	960
	八戸市	中野	37	0	4,623	62
	三戸町	泉山	48	0	1,680	17
	南部町	相内	69	0	9,420	227
		門前	48	0	4,827	145
		大向	137	0	6,140	113
		鳥谷	35	0	5,806	123
	新郷村	温泉沢	223	0	9,120	143
十和田市	深持	279	0	1,116	130	

資料 青森県団体経営改善課（令和6年3月31日現在）

注 市町村別欄は、各組合の事務所所在地を表示。

##### イ 事業内容及び活動状況等

単位：千円

森林組合名	指導事業	販売事業	林産事業	加工事業	購買事業
総数(6組合)	1,627	275,739	1,992,311	442,940	105,067

森林組合名	養苗	森林造成事業	利用・福利 厚生事業	金融事業	合計
総数(6組合)	92,139	910,110	224,136	16,706	4,060,775

資料 青森県団体経営改善課資料（令和6年3月31日現在）

(2) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区 分	林業経営体	木材卸売業	木材・木製品製造業
総 数	417	2	13
八 戸 市	39	-	9
十 和 田 市	63	1	1
三 沢 市	2	-	1
野 辺 地 町	8	-	7
七 戸 町	27	-	4
六 戸 町	8	-	-
横 浜 町	1	-	3
東 北 町	31	-	-
六ヶ所村	1	-	1
おいらせ町	4	-	2
三 戸 町	29	1	7
五 戸 町	46	-	2
田 子 町	81	-	8
南 部 町	24	-	1
階 上 町	24	-	-
新 郷 村	29	-	13

資料 林業経営体は「2020 農林業センサス」（農林水産省）による。

（調査対象数が2以下の場合、調査結果の秘密保護の観点からxと表示）

木材卸売業は、青森県林政課資料による。

木材・木製品製造業は、「令和3年経済センサス」（総務省統計局）による。

(3) 林業労働力の概況

単位 人、%

区 分	就業者数 (15歳以上)		
	総 数	うち林業	割 合
総 数	235,860	701	0.30
八 戸 市	106,198	109	0.10
十 和 田 市	29,441	192	0.65
三 沢 市	19,186	9	0.05
野 辺 地 町	5,951	51	0.86
七 戸 町	7,546	59	0.78
六 戸 町	5,467	10	0.18
横 浜 町	2,257	5	0.22
東 北 町	8,730	43	0.49
六ヶ所村	6,441	4	0.06
おいらせ町	12,310	10	0.08
三 戸 町	4,563	26	0.57
五 戸 町	8,517	27	0.32
田 子 町	2,732	71	2.60
南 部 町	8,812	32	0.36
階 上 町	6,439	29	0.45
新 郷 村	1,270	24	1.89

資料 総務省統計局「令和2年国勢調査」による。

注 総数には「分類不能の産業」を含む。

(4) 林業機械化の概況 (高性能林業機械)

単位 台

機械種名	総数	備考
フェラーバンチャ	28	
スキッド	4	
プロセッサ	19	
ハーベスタ	61	
フォワーダ	83	
タワーヤーダ	0	
スイングヤーダ	6	
グラップルソー	10	

資料 青森県林政課資料 (令和5年度) による。

#### 4 前期計画の実行状況

##### (1) 伐採立木材積

単位 材積：千m<sup>3</sup> 実行歩合：%

区分	総数			主伐			間伐		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	1,186	969	82	636	496	78	550	473	86
針葉樹	1,112	892	80	596	455	76	517	437	85
広葉樹	74	77	104	40	41	103	33	36	109

注 単位未満を四捨五入するため、内訳の合計と総数は必ずしも合致しない。

##### (2) 間伐面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

計画	実行	実行歩合
8,606	3,471	40

##### (3) 人工造林・天然更新別の面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
1,509	670	44	1,128	593	53	381	76	20

##### (4) 林道の開設又は拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：%

開設			拡張		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
10.0	7.5	75	2.2	2.6	117

注 「－」は該当なし、「0」は0.5km未満。

(5) 保安施設の数量

ア 保安林の指定又は解除の面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	—	—	—	—	—	—
水 源 涵 養	—	—	—	—	—	—
災 害 防 備	—	—	—	—	—	—
保健、風致の保存等	—	—	—	—	—	—

注 「—」は該当なし。「0」は0.5ha 未満。

イ 保安施設地区の指定

該当なし。

ウ 保安施設事業

単位 地区数

計 画	実 行
17	13

注 「—」は該当なし。

## 5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

### (1) 森林より森林以外へ異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、別荘、工場等 建物敷地及びその 附帯地	採石採土地	その他	合計
-	-	-	-	223.80	223.80

注 「-」は該当なし。

### (2) 森林以外より森林へ異動

単位 面積：ha

原野	農用地	その他	合計
81.40	-	57.84	139.24

注 「-」は該当なし。

## 6 森林資源の推移

### (1) 分期別伐採立木材積等

単位 材積：千 $m^3$  面積：ha

分期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	
伐採立木材積	総数	総数	1,341	945	891	874	881	896	869	781	777	831
		針葉樹	1,260	901	884	867	873	889	861	773	769	823
		広葉樹	80	44	7	7	7	7	8	8	8	8
	主伐	総数	740	424	359	337	331	333	338	246	221	260
		針葉樹	700	415	352	330	324	326	330	238	213	252
		広葉樹	40	9	7	7	7	7	7	8	8	8
	間伐	総数	601	521	532	537	549	563	531	535	556	571
		針葉樹	561	486	532	537	549	563	531	535	556	571
		広葉樹	40	35	0	0	0	0	0	0	0	0
造林面積	総数	1,120	1,654	1,387	1,256	1,182	1,135	1,108	980	772	832	
	人工造林	846	1,023	795	716	650	615	597	554	486	555	
	天然更新	274	631	592	541	532	520	511	426	286	277	

注1 分期とは5年を一括りとする単位。第I分期は令和6年度から令和10年度までとなる。

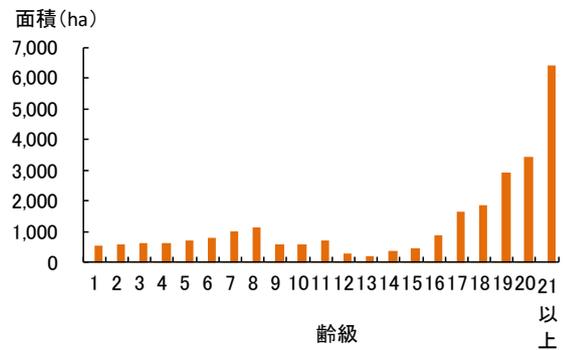
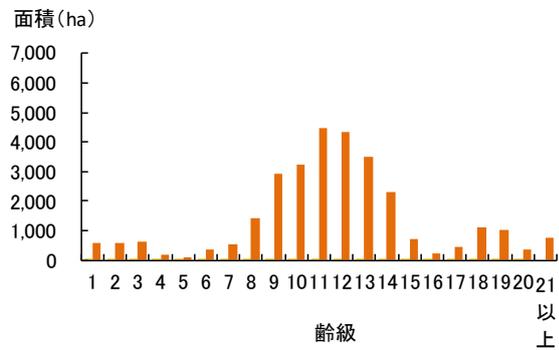
2 単位未満を四捨五入するため、内訳の合計と総数は必ずしも合致しない。

(2) 分期別期首資源表

単位 面積：ha、材積：km<sup>3</sup>

区分		総数	面											材積
			1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11・12 齢級	13・14 齢級	15・16 齢級	17・18 齢級	19・20 齢級	21 齢級以上	
I 分期	総数	74,159.01	1,159.75	858.98	606.80	2,397.46	6,394.77	9,819.62	7,471.31	2,607.34	3,448.36	2,776.55	36,618.10	15,545
	人工林	29,882.00	1,129.86	798.26	471.18	1,960.12	6,164.29	8,846.65	5,804.94	952.42	1,595.70	1,379.68	778.93	7,326
	育成単層林	28,828.37	1,085.47	796.33	460.40	1,959.71	6,156.27	8,739.40	5,559.46	905.75	1,290.74	1,293.10	581.74	7,084
	育成複層林	1,053.63	44.39	1.93	10.78	0.41	8.02	107.25	245.48	46.67	304.96	86.58	197.19	242
	天然林	44,277.01	29.89	60.72	135.62	437.34	230.48	972.97	1,666.37	1,654.92	1,852.66	1,396.87	35,839.17	8,219
	育成単層林	349.09	0.00	0.00	54.27	236.93	14.21	32.30	0.00	0.00	0.00	4.16	7.22	60
	育成複層林	2,663.78	0.00	0.00	0.00	20.67	15.29	139.23	84.58	47.25	86.77	37.26	2,232.63	722
天然生林	41,264.14	29.89	60.72	81.35	179.74	200.88	801.44	1,581.79	1,607.67	1,765.89	1,355.45	33,599.32	7,437	
II 分期	総数	72,377.06	1,885.48	1,231.35	348.48	1,163.02	4,586.35	7,647.95	8,249.25	3,854.10	2,459.26	3,516.15	37,435.69	15,557
	人工林	28,097.50	1,741.36	1,168.86	271.44	898.20	4,259.77	7,136.32	6,865.28	2,079.41	579.60	2,007.05	1,090.24	7,232
	育成単層林	26,836.22	1,618.93	1,137.33	268.17	888.35	4,150.20	7,066.71	6,645.62	1,986.74	470.81	1,771.33	832.03	6,935
	育成複層林	1,261.28	122.43	31.53	3.27	9.85	109.57	69.61	219.66	92.67	108.79	235.72	258.21	296
	天然林	44,279.56	144.12	62.49	77.04	264.82	326.58	511.63	1,383.97	1,774.69	1,879.66	1,509.10	36,345.45	8,326
	育成単層林	455.36	114.91	0.00	10.97	149.59	138.55	29.14	0.82	0.00	0.00	0.00	11.38	64
	育成複層林	2,660.12	0.00	0.00	0.00	0.00	25.87	43.18	161.20	60.39	110.40	93.35	2,165.72	752
天然生林	41,164.08	29.21	62.49	66.07	115.23	162.16	439.31	1,221.95	1,714.30	1,769.26	1,415.75	34,168.35	7,510	
III 分期	総数	72,581.53	2,639.58	1,159.75	858.98	604.30	2,399.00	5,964.92	8,579.28	5,704.37	2,570.78	3,405.29	38,695.28	15,854
	人工林	27,949.46	2,172.64	1,129.86	798.26	471.18	1,978.16	5,681.33	7,621.03	4,090.21	788.96	1,330.92	1,886.92	7,351
	育成単層林	26,365.59	1,895.62	1,085.47	796.33	460.40	1,810.30	5,563.74	7,513.78	3,844.80	742.44	1,028.19	1,624.52	6,973
	育成複層林	1,583.87	277.02	44.39	1.93	10.78	167.86	117.59	107.25	245.41	46.52	302.73	262.40	378
	天然林	44,632.07	466.95	29.89	60.72	133.12	420.84	283.59	968.25	1,614.16	1,781.82	2,074.37	36,808.36	8,503
	育成単層林	742.92	408.01	0.00	0.00	54.27	236.93	12.67	21.65	0.00	0.00	0.00	9.40	69
	育成複層林	2,753.90	0.00	0.00	0.00	0.00	20.67	73.14	139.23	84.58	115.05	237.81	2,083.42	838
天然生林	41,135.25	58.94	29.89	60.72	78.85	163.24	197.79	797.37	1,529.58	1,666.77	1,836.57	34,715.53	7,597	
IV 分期	総数	72,662.51	2,484.52	1,885.48	1,231.35	346.26	1,242.29	4,354.10	6,705.43	7,774.19	3,831.03	2,695.83	40,112.04	16,159
	人工林	27,644.81	1,817.70	1,741.36	1,168.86	271.44	983.70	3,966.44	6,203.57	6,402.69	1,887.46	523.22	2,678.39	7,481
	育成単層林	25,768.92	1,499.60	1,618.93	1,137.33	268.17	823.20	3,689.42	6,133.96	6,183.03	1,794.92	416.03	2,204.32	6,990
	育成複層林	1,875.89	318.11	122.43	31.53	3.27	160.50	277.02	69.61	219.66	92.53	107.19	474.06	491
	天然林	45,017.71	666.82	144.12	62.49	74.82	258.60	387.66	501.86	1,371.50	1,943.57	2,172.61	37,433.66	8,678
	育成単層林	1,035.37	595.85	114.91	0.00	10.97	149.59	130.19	24.36	0.82	0.00	0.00	8.68	78
	育成複層林	2,856.96	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	102.58	43.18	161.20	117.27	310.48	2,122.26	913
天然生林	41,125.38	70.96	29.21	62.49	63.85	109.01	154.89	434.32	1,209.48	1,862.12	1,862.12	35,302.72	7,687	
V 分期	総数	72,706.25	2,175.47	2,639.58	1,159.75	858.33	717.33	2,365.94	5,090.14	8,032.16	5,598.22	2,725.54	41,343.79	16,475
	人工林	27,366.77	1,511.01	2,172.64	1,129.86	798.26	588.77	1,904.73	4,812.78	7,082.78	3,835.31	706.49	2,824.15	7,629
	育成単層林	25,213.09	1,219.52	1,895.62	1,085.47	796.33	437.15	1,586.22	4,695.20	6,975.53	3,590.03	660.24	2,271.79	7,007
	育成複層林	2,153.67	291.49	277.02	44.39	1.93	151.62	318.51	117.59	107.25	245.27	46.25	552.37	622
	天然林	45,339.49	664.47	466.95	29.89	60.08	128.56	461.21	277.36	949.38	1,762.92	2,019.05	38,519.64	8,846
	育成単層林	1,322.82	600.55	408.01	0.00	0.00	54.27	219.39	12.07	20.25	0.00	0.00	8.29	95
	育成複層林	2,912.99	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	86.86	73.14	139.23	114.20	257.88	2,241.67	965
天然生林	41,103.68	63.92	58.94	29.89	60.08	74.29	154.95	192.15	789.90	1,648.71	1,761.17	36,269.68	7,786	
VI 分期	総数	72,734.32	2,008.11	2,484.52	1,885.48	1,229.92	466.73	1,329.63	3,708.53	6,027.27	7,607.63	3,953.91	42,032.57	16,742
	人工林	27,093.94	1,366.30	1,817.70	1,741.36	1,168.86	393.98	1,033.44	3,335.58	5,530.89	6,082.51	1,805.43	2,817.89	7,739
	育成単層林	24,678.17	1,093.14	1,499.60	1,618.93	1,137.33	258.39	732.11	3,058.56	5,461.28	5,862.86	1,713.02	2,242.95	7,012
	育成複層林	2,415.76	273.16	318.11	122.43	31.53	135.59	301.33	277.02	69.61	219.66	92.40	574.94	726
	天然林	45,640.38	641.81	666.82	144.12	61.06	72.75	296.19	372.96	496.38	1,525.12	2,148.49	39,214.68	9,003
	育成単層林	1,959.94	581.01	595.85	114.91	0.00	10.97	139.43	121.91	23.08	0.82	0.00	7.95	118
	育成複層林	2,963.39	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	55.58	102.58	43.18	191.85	228.10	2,342.10	1,018
天然生林	41,081.04	60.81	70.96	29.21	61.06	61.78	101.18	148.47	430.12	1,332.45	1,920.38	36,864.63	7,868	
VII 分期	総数	72,758.95	1,884.41	2,175.47	2,639.58	1,157.99	972.44	824.96	2,039.78	4,355.24	7,785.09	5,640.46	43,283.52	17,022
	人工林	26,802.96	1,265.44	1,511.01	2,172.64	1,129.86	913.31	655.89	1,602.14	4,083.21	6,675.24	3,670.14	3,124.09	7,871
	育成単層林	24,139.42	1,007.58	1,219.52	1,895.62	1,085.47	785.84	371.95	1,283.63	3,965.62	6,567.99	3,425.00	2,531.20	7,003
	育成複層林	2,663.53	257.86	291.49	277.02	44.39	127.46	283.94	318.51	117.59	107.25	245.14	592.89	868
	天然林	45,956.00	618.97	664.47	466.95	28.13	59.13	169.07	437.64	272.04	1,109.86	1,970.32	40,159.43	9,151
	育成単層林	1,863.82	560.72	600.55	408.01	0.00	0.00	51.34	204.37	11.73	19.45	0.00	7.65	148
	育成複層林	3,016.47	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	47.46	86.86	73.14	168.51	235.38	2,405.12	1,069
天然生林	41,075.70	58.25	63.92	58.94	28.13	59.13	70.27	146.40	187.17	921.89	1,734.94	37,746.65	7,934	
VIII 分期	総数	72,759.78	1,832.68	2,008.11	2,484.52	1,883.25	1,325.92	594.57	1,154.39	3,132.71	5,632.39	7,525.15	45,186.09	17,244
	人工林	26,491.27	1,212.25	1,366.30	1,817.70	1,741.36	1,266.72	480.74	875.32	2,772.23	4,966.97	5,817.37	4,174.30	7,953
	育成単層林	23,597.56	967.08	1,093.14	1,499.60	1,618.93	1,115.57	219.62	573.99	2,495.21	4,897.36	5,597.71	3,519.35	6,977
	育成複層林	2,893.71	245.17	273.16	318.11	122.43	151.16	261.13	301.33	277.02	69.61	219.66	654.95	976
	天然林	46,268.51	620.43	641.81	666.82	141.89	59.19	113.82	279.07	360.48	665.43	1,707.78	41,011.79	9,291
	育成単層林	2,141.34	564.28	581.01	595.85	114.91	0.00	10.15	129.82	115.11	22.03	0.82	7.36	184
	育成複層林	3,060.87	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	43.72	55.58	102.58	72.51	308.60	2,477.87	1,116
天然生林	41,066.31	56.16	60.81	70.96	26.98	59.19	59.95	93.67	142.80	570.88	1,398.36	38,526.56	7,991	
IX 分期	総数	72,953.59	1,690.80	1,884.41	2,175.47	2,634.87	1,227.90	1,088.29	721.71	1,754.78	3,953.59	7,658.04	48,163.74	17,593
	人工林	26,470.56	1,151.42	1,265.44	1,511.01	2,172.64	1,201.79	988.05	559.24	1,338.85	3,503.99	6,374.39	6,403.76	8,118
	育成単層林	23,420.75	947.72	1,007.58	1,219.52	1,895.62	1,073.33	740.95	275.30	1,020.34	3,386.40	6,267.14		

○ 第I分期及び第IX分期期首の人工林齢級別面積



第I分期期首（令和7年度）

第IX分期期首（令和47年度）

注 年齢級は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1年齢級」と数える。

7 その他

(1) 持続的伐採可能量

単位 材積：千 $m^3$

主伐（皆伐）上限量の目安
86

(2) その他

ア 国有林の地域別の森林計画の沿革

樹立時期	区 分	計画期間	
平成3年12月	一斉樹立	自 平成4年4月1日 至 平成12年3月31日	8年
平成6年12月	經常樹立	自 平成7年4月1日 至 平成17年3月31日	10年
平成9年12月	一斉変更	自 平成7年4月1日 至 平成17年3月31日	10年
平成10年12月	一斉変更	自 平成7年4月1日 至 平成17年3月31日	10年
平成11年12月	經常樹立	自 平成12年4月1日 至 平成22年3月31日	10年
平成13年12月	一斉変更	自 平成12年4月1日 至 平成22年3月31日	10年
平成15年12月	一斉変更	自 平成12年4月1日 至 平成22年3月31日	10年
平成16年12月	經常樹立	自 平成17年4月1日 至 平成27年3月31日	10年
平成21年12月	經常樹立	自 平成22年4月1日 至 令和2年3月31日	10年
平成23年12月	一斉変更	自 平成22年4月1日 至 令和2年3月31日	10年
平成26年12月	經常樹立	自 平成27年4月1日 至 令和7年3月31日	10年
平成28年12月	一斉変更	自 平成27年4月1日 至 令和7年3月31日	10年
平成30年12月	一斉変更	自 平成27年4月1日 至 令和7年3月31日	10年
令和元年12月	經常樹立	自 令和2年4月1日 至 令和12年3月31日	10年
令和2年12月	一斉変更	自 令和2年4月1日 至 令和12年3月31日	10年
令和3年12月	一斉変更	自 令和2年4月1日 至 令和12年3月31日	10年
令和5年12月	一斉変更	自 令和2年4月1日 至 令和12年3月31日	10年
令和6年12月	經常樹立	自 令和7年4月1日 至 令和17年3月31日	10年

イ 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間

職 名	氏 名	樹立に従事した期間
計 画 課 長	松 井 章 二	令和 6 年 4 月～令和 6 年 12 月
流 域 管 理 指 導 官	畑 中 辰 巳	令和 6 年 4 月～令和 6 年 12 月
計 画 課 長 補 佐	鈴 木 重 之	令和 6 年 4 月～令和 6 年 12 月
計 画 調 整 官	阿 部 隆 雄	令和 6 年 4 月～令和 6 年 9 月
	畠 山 悟	令和 6 年 10 月～令和 6 年 12 月
経 営 計 画 官	西 周 真 宏	令和 6 年 4 月～令和 6 年 12 月